

資料編

大分県環境白書(資料編) 目次

1 . 環境行政年表	153	表 水質 5 環境基準類型指定状況176
2 . 各種審議会委員等名簿	154	表 水質 6 海水浴場調査結果(平成16年度)179
(1) 大分県環境審議会委員154	表 水質 7 地下水概況調査結果180
(2) 大分県環境影響評価技術審査会委員	...155	表 水質 8 水質環境基準等182
(3) 大分県自然環境保全審議会委員156	表 水質 9 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数190
(4) 大分県沿道景観保全審議会委員157	表 水質10 排水基準違反に対する措置状況等(大分県実施分)192
(5) 大分県公害審査会委員157	表 水質11 地下水の環境基準と地下浸透の防止に係る基準193
(6) 大分県漁業被害認定審査会委員158	表 水質12 水質関係公害防止協定値	...194
(7) ごみゼロおおいた作戦県民会議委員	...159	表 水質13 瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画の施策195
(8) 自然公園指導員(大分県委嘱)160		
(9) 自然公園指導員(環境省委嘱)161		
(10) 環境教育アドバイザー162		
3 . 大気関係資料	166	5 . 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料 ...	196
表 大気 1 環境基準及びその評価方法	...166	表 騒音 1 騒音に係る環境基準196
表 大気 2 各測定局における環境基準等達成状況167	表 騒音 2 航空機騒音に係る環境基準	...196
表 大気 3 有害大気汚染物質の環境基準の達成状況167	表 騒音 3 特定工場等に関する騒音の規制基準197
表 大気 4 自動車排ガス中の窒素酸化物濃度年間値168	表 騒音 4 特定建設作業に関する騒音の規制基準197
表 大気 5 自動車排ガス中の一酸化炭素濃度年間値168	表 騒音 5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧	...198
表 大気 6 自動車排ガス中の浮遊粒子状物質濃度年間値168	表 騒音 6 騒音に係る特定施設別届出数199
表 大気 7 自動車排ガス中の非メタン炭化水素濃度年間値169	表 騒音 7 騒音に係る特定建設作業別届出数199
表 大気 8 主要交差点における測定結果169	表 振動 8 振動規制基準200
表 大気 9 硫黄酸化物に係る排出基準(K値)の推移169	表 振動 9 振動に係る特定施設届出数	...201
表 大気10 大気関係公害防止協定値	...170	表 振動10 振動に係る特定建設作業届出数201
表 大気11 ダイオキシン関係(大気、水質、底質、土壌)171	表 騒音11 騒音種類別苦情件数202
4 . 水質関係資料	172	表 振動12 振動に係る苦情件数202
表 水質 1 健康項目(砒素)調査結果	...172	表 騒音13 一般環境騒音調査結果203
表 水質 2 公共用水域の生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成状況172	表 騒音14 道路に面する地域の騒音測定結果204
表 水質 3 生活環境項目の環境基準達成状況の推移173	表 騒音15 航空機騒音実態調査結果	...208
表 水質 4 生活環境項目(全窒素、全燐)の環境基準達成率の推移	...175	表 悪臭16 悪臭に係る苦情件数208
		表 悪臭17 六段階臭気強度表示法208
		表 悪臭18 かおり風景100選選定地点(県内)209
		表 悪臭19 悪臭防止法に基づく規制基準209
		☒ 悪臭20 畜産環境保全指導体制210
		☒ 悪臭21 畜産環境対策推進体制211

6 . 廃棄物関係資料	212
表 6 - 1 種類別 - 発生及び処理・処分状況	212
表 6 - 2 地域別 - 排出及び処理状況 ...	214
表 6 - 3 種類（大分類）別・種類別 - 排出 量	215
7 . 自然環境関係資料	216
表 7 - 1 市町村別自然公園面積	216
表 7 - 2 狩猟鳥獣	221
表 7 - 3 狩猟者による平成15年度の主な鳥 獣の捕獲数（頭・羽）	221
表 7 - 4 主な鳥獣による農林作物の被害状 況の推移（千円）	221
8 . ごみゼロおおいた作戦県民会議 平成16年度「環境施策への意見」 ...	222
9 . 衛生環境研究センター関係資料	229
表 衛生 1 環境保全に関する試験研究...	229
表 衛生 2 大気汚染等に関する調査分析件 数	230
表 衛生 3 水質汚濁に関する調査分析件数	230
表 衛生 4 ダイオキシン類に関する調査分 析件数	230

1 環境行政年表

年月日	県	年月日	国
平成15年 4 .1	「大分県エコエネルギー導入促進条例」施行 「新衛生環境研究センター」が高江インテリジェントタウン内に開所	平成15年 4 .1	「自然公園法の一部を改正する法律」施行
		4 .16	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行
		5 .9	「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律」公布
		5 .28	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」公布
		6 .18	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」公布
6 .21	「2003かおり風景フォーラムin別府」開催（～22日、大分県別府市）	6 .20	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」公布
6 .23	「エコおおい推進大会」開催	6 .21	「2003かおり風景フォーラムin別府」開催（～22日、大分県別府市）
		7 .25	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布
9 .3	大分県地球温暖化防止活動推進センターにNPO法人「緑の工房ななぐらす」を指定		
9 .4	「ごみゼロおおいた作戦実施本部」設置		
9 .26	「第1回ごみゼロおおいた作戦県民会議」開催（「県民会議」設置）	10 .1	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」一部施行 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
11 .4	「第2回ごみゼロおおいた作戦県民会議」開催	12 .1	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」施行
12 .8	「旧軍毒ガス弾のフォローアップ調査結果」公表	12 .16	「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」閣議決定
平成16年 1 .21	「第3回ごみゼロおおいた作戦県民会議」開催		
3 .19	CNG大気環境測定車「あおぞら号」始動		
3 .24	「大分県生活排水処理施設構想」策定		
3 .31	「美しく快適な大分県づくり条例」公布		

2 各種審議会委員等名簿

(1) 大分県環境審議会委員

平成16年12月1日現在

区分	氏名	役職名
学識経験者	安部 志津子	大分県地域婦人団体連合会理事
学識経験者	市瀬 孝道	大分県立看護科学大学生体反応学教室教授
学識経験者	岩尾 和子	大分県商工会議所女性会連合会（大分商工会議所女性会理事）
学識経験者	内田 健	弁護士
学識経験者	葛西 満里子	大分県地球温暖化防止活動推進センターななぐらす理事長
学識経験者	川野 田實夫	大分大学教育福祉科学部教授
学識経験者	川原 大	(株)マリーン・パレス常務取締役館長
学識経験者	工藤 隆子	別府大学短期大学部教授
学識経験者	桜井 キヨ	大分県食生活改善推進協議会副会長
学識経験者	生野 智城	獣医師
学識経験者	高橋 逸夫	大分県工業倶楽部会長
学識経験者	仲上 健一	立命館アジア太平洋大学副学長
学識経験者	中村 健次	大分地方気象台長
学識経験者	羽野 忠	大分大学理事（社会連携担当）
学識経験者	藤澤 敏子	大分県生活改善連絡協議会副会長
学識経験者	藤本 昭夫	姫島村長
学識経験者	藤本 保	大分県医師会常任理事
学識経験者	松原 厚世	日本労働組合総連合会大分県連合会副会長
学識経験者	三角 順一	大分大学医学部教授
学識経験者	渡辺 格雄	九重の自然を守る会理事長
県議会議員	大友 一夫	大分県議会福祉保健生活環境委員長

(特別委員)

特別委員	引地 和明	九州農政局生産経営流通部長
特別委員	山崎 毅	九州経済産業局資源エネルギー環境部長
特別委員	須田 健治	九州鉱山保安監督部鉱務監督管理官
特別委員	戸田 和彦	九州地方整備局港湾空港部長
特別委員	川崎 正彦	九州地方整備局河川部長
特別委員	橋本 章	大分海上保安部長

任期：平成16年12月1日～平成18年11月30日

(2) 大分県環境影響評価技術審査会委員

平成16年7月8日現在

分野	氏名	職名等
水質	志賀史光	大分大学名誉教授 大分県環境審議会委員 大分県自然環境学術調査会会長
植物	荒金正憲	別府大学短期大学部名誉教授 大分県環境審議会委員 大分県自然環境保全審議会委員 大分県自然環境学術調査会幹事長
植景物観	生野喜和人	大分県環境教育アドバイザー 大分県文化財保護審議会委員
動物 (鳥類)	武石千雄	大分県野鳥友の会会長 大分県自然環境保全審議会委員
" (両生・は虫類)	佐藤真一	大分生物談話会会長 大分県自然環境保全審議会委員 日本爬虫両棲類学会会員
" (昆虫)	中島三夫	大分昆虫同好会会長
地形・地質	千田昇	大分大学教育福祉科学部教授
景観	原千砂子	大分県沿道景観保全審議会委員 技術士(環境部門・建設部門)
廃棄物	生野智城	元大分県生活環境部参事兼生活衛生課長 大分県環境審議会委員 大分県環境教育アドバイザー
文化財	金田信子	国東町歴史体験学習館長 大分県沿道景観保全審議会委員
公衆衛生	江崎一子	別府大学食物栄養学部教授 大分県消費生活審議会専門委員 日本公衆衛生学会会員 大分県環境教育アドバイザー
交通工学・国土計画	李燕	立命館アジア太平洋大学講師 日本都市計画学会会員 日本土木学会会員

任期：平成15年6月3日～平成17年6月2日

(3) 大分県自然環境保全審議会委員

平成16年7月8日現在

氏名	現職、所属、専門分野等		自然環境	自然公園	温泉	鳥獣	環境緑化
赤嶺 洋子	大分県立佐伯豊南高校教諭	自然環境教育					
芦刈 愛子	大分県たばこ耕作組合女性部長	農業団体代表					
岩田 典	大分県農村女性組織連絡協議会会長代理	農業団体代表					
荒金 正憲	大分県文化財保護審議会委員	植物					
上原 康子	大分県地域婦人団体連合会副会長	婦人団体代表					
大野 保治	前大分大学教授	法学					
小川 雅代	(有)竹の井ホテル代表取締役社長	商工団体代表					
葛西満里子	NPO法人「緑の工房ななぐらす」理事長	自然環境教育					
壁村 史郎	大分県森林審議会会長	林業者代表					
吉瀬千佐子	大分県商工会女性部連合会会長	商工団体代表					
工藤 典詮	大分朝日放送(株)常務取締役	報道機関					
久保 五喜	大分県猟友会会長	動物					
桑野 和泉	(株)玉の湯専務取締役	観光業界代表					
後藤 宗俊	大分県文化財保護審議会会長	歴史・考古学					
佐藤 真一	大分市文化財保護審議会委員委員長	動物					
首藤伊佐樹	(株)大分放送代表取締役専務	報道機関					
武石 干雄	大分県野鳥友の会会長	動物					
田辺 正勝	大分合同新聞取締役編集局長	報道機関					
千田 昇	大分大学教育福祉科学部教授	地質学					
千野 博之	弁護士(河野 浩法律事務所)	法律					
鳥井裕美子	大分県文化財保護審議会委員	歴史・文化財					
橋爪 文子	長者原ビジターセンター館長	自然環境教育					
秦野タズ子	ガールスカウト日本連盟大分県支部長	自然環境教育					
原 千砂子	建設コンサルタント会社勤務(技術士)	景観					
泥谷 藤美	大分県樹苗生産農業協同組合長	種苗生産団体代表					
開 静子	不動産鑑定士(長嶋不動産鑑定事務所)	不動産鑑定					
松岡 義弘	(社)大分県緑化推進センター専務理事	緑化推進センター代表					
真鍋ハマ子	大分県漁協女性部部长	漁業団体代表					
宮崎 和恵	おおいたインフォメーションハウス(株)常務取締役	市民運動					
矢永 尚士	九州大学名誉教授	医学					
結城 宣孝	(株)テレビ大分常務取締役	報道機関					
由佐 悠紀	京都大学教授	地球物理学					
阿部 順治	大分県議会農林水産委員長	県議会代表					
堤 俊之	大分県福祉保健生活環境委員長	県議会代表					
吉田 忠智	大分県議会商工労働観光企業委員長	県議会代表					
新井 正久	九州地区自然保護事務所長	関係行政団体					
肥後 幸男	大分森林管理署長	関係行政団体					
浜田 博	別府市長	関係行政団体					
吉村 格哉	湯布院町長	関係行政団体					
伊藤 隆弘	直入町長	関係行政団体					
坂本 和昭	九重町長	関係行政団体					
石川 哲	大分県警察本部生活安全部長	関係行政団体					

任期：平成15年8月10日～平成17年8月9日

(4) 大分県沿道景観保全審議会委員

平成16年4月14日現在

氏名	役職名	専門分野
岩崎 哲朗	弁護士	
片岡 正喜	大分大学名誉教授	建設設計学
中野 昭	大分工業高等専門学校名誉教授	土木工学 (水理学、河川工学)
小田 毅	環境省環境カウンセラー	植物
原 千砂子	建設コンサルタント会社勤務	
小代 一幸	大分県産業廃棄物処理業協会会長	
金田 信子	国東町教育委員会文化財課長兼国東町歴史民俗資料館長	郷土史
宮崎 和恵	おおいたインフォメーションハウス株式会社常務取締役	
平尾 胖	竹田市教育委員会文化財課長兼竹田市立歴史資料館長	
小斎 かずよ	県都市計画審議会委員	

(5) 大分県公害審査会委員

平成16年3月現在

専門分野	氏名	役職名等
法 律	内田 健	弁護士
	古庄 玄知	弁護士
	平山 秀生	弁護士
	一木 俊廣	弁護士
公衆衛生	三角 順一	大分大学医学部教授
	向井 貴美江	向井病院院長
	赤嶺 佳子	大分県薬剤師会理事
産業技術・その他	川野 田實夫	大分大学教育福祉科学部教授
	瀧田 祐作	大分大学工学部教授
	原 千砂子	技術士(環境部門・建設部門)

任期：平成16年1月8日～平成19年1月7日

(6) 大分県漁業被害認定審査会委員

氏 名	職 名
首 藤 哲 也	大分市農政部長
藤 本 昭 夫	姫島村長
富 松 明	米水津村長
眞 鍋 八マ子	大分県漁協女性部長
志 賀 史 光	大分大学名誉教授
江 崎 一 子	別府大学食物栄養学部教授
内 田 健	弁護士
福 島 市 子	佐伯市消費生活研究会（養殖場ウォッチャー）
近 藤 和 義	県議会農林水産委員長
大 塚 覚	県漁業管理課長

任期：平成16年6月11日～平成18年6月10日

会長 大分大学理事(社会連携担当)副学長 羽野 忠
 副会長 各部部长 荒金 正憲(自然保護) 西田 友行(観光) 深道 春男(ゴミ減量・リサイクル) 三角 順一(大気・水環境)
 立花 旦子(環境教育) 滝田 祐作(地球環境) 仲上 健一(エネルギー) 和田 久繼(環境技術)
 顧問 大分県知事 広瀬 勝貞
 平成16年10月1日現在

区分	団体名等	職名	氏名	区分	団体名等	職名	氏名				
学識経験者	大分大学(大分市)	理事(社会連携担当)副学長	羽野 忠	自然保護関係 (ボランティア)	日本野鳥の会大分県支部(大分市)	女性役員	島岡 恵子				
	大分大学工学部(大分市)	教授	滝田 祐作		大分県山岳連盟(大分市)	会長	森と遊ぶ会(大分市)	会長	鳥首 藤本		
	大分大学工学部(大分市)	教授	大鶴 徹男		九重の自然を守る会(九重町)	理事長	白杵デザイン会議(白杵市)	会長	椋本 辺		
	大分大学経済学部(大分市)	教授	大深 春		蒲江の海を考える会(蒲江町)	副会長	(株)別府市観光協会(別府市)	会長	大武 生		
	大分大学医学部(大分市)	教授	三松 角順		(社)別府市観光協会(別府市)	会長	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合(別府市)	理事長	大武 生		
	日本文理大学工学部(大分市)	教授	尾尾 篤嘉		(株)西日本後楽園	監査役	(株)アフリカ・ライオン・サファリ(株)(別府市)	施設管理部長	西田 友行		
	日本文理大学工学部(大分市)	助教授	杉浦 嘉二		(有)九州湯布院民芸村(湯布院町)	村長	(株)ハーモニート(日出町)	取締役営業統括部長	阿南 次郎		
	別府大学短期大学部(別府市)	名誉教授	荒金 正憲		(株)ジェイティービー大分支部(大分市)	支店長	J R九州(株)大分支社(大分市)	支社長	藤原 伸一		
	立命館アジア太平洋大学(別府市)	副学長	上木 健一		(社)大分県タクシー協会(大分市)	会長	大分バス(株)(社)大分県バス協会(大分市)	支社長	佐藤 光一郎		
	立命館アジア太平洋大学(別府市)	アジア太平洋学部教授	鈴木 博子		大分交通(株)(社)大分県バス協会(大分市)	支社長	大分県生活改善推進協議会(大分市)	会長	黒野 待		
	弁護士(大分市)		立花 旦子		関西汽船(株)別府支社(別府市)	支社長	大分県地域婦人団体連合会(大分市)	副会長	矢野 目		
	弁護士(大分市)		開花 静子		K A L大分支部(大分市)	支店長	大分県自治委員会連合会(中津市)	会長	福田 雅文		
	(13) 一級建築士、不動産鑑定士(大分市)		三原 道生		日本航空(株)大分支店(大分市)	支店長	大分県公民館連合会(野津原町)	副会長	秋吉 和		
環境関係企業	九州電力(株)大分支店営業部(大分市)	エネルギー営業グループ長	原 伸一	消費 者 代 表	生活協同組合コープおおいた(大分市)	理事長	瓜生田 はるみ				
	(株)I藤製作所(大分市)	代表取締役社長	江川 大		大分県生活学校連絡協議会(大分市)	会長	大分県食生活改善推進協議会(大分市)	会長	小野 待		
	(株)マリンパラス(大分市)	常務取締役館長	藤原 伸一		大分県地域婦人団体連合会(大分市)	副会長	大分県母親クラブ連絡協議会(大分市)	会長	黒野 待		
	日本フィルム(株)(大分市)	取締役社長	上北 耕一		大分県自治委員会連合会(中津市)	会長	大分県公民館連合会(野津原町)	副会長	福田 雅文		
	大分ガス(株)(大分市)	取締役開発部長	田上 耕一		大分県公民館連合会(野津原町)	副会長	大分県子ども育成会連絡協議会(大分市)	会長	平松 徹夫		
	大分銀行(大分市)	社会貢献室参与	内藤 三枝子		大分県青少年団体連絡協議会(大分市)	会長	大分県老人クラブ連合会(大分市)	会長	安東 敏幸		
	(株)トキハ(大分市)	秘書課ゼネラルスタッフ	美馬 廉夫		大分県母親クラブ連絡協議会(大分市)	会長	大分県青年団連合会(大分市)	会長	高野 幸美		
	西日本冷凍空調工業会九州支部(大分市)	専務理事	麻生 庸夫		ゆふいんファミリー(湯布院町)	代表	日田市嶋屋(日田市)	代表	桑野 和泉		
	大分県自動車販売店協会(大分市)	専務理事	佐藤 明		大分県PTA連合会(大分市)	母親代議員	大分県高等学校長協会(大分市)		石 良子		
	大分県石油商業組合(大分市)	理事長	西山 謙		大分県高等学校長協会(大分市)		大分県中学校長協会(白杵市)		浜小路 悦生		
	大分県木材協同組合連合会(大分市)	事務局次長	本 知義		大分県中学校長協会(白杵市)		大分県小学校長協会(佐賀関町)		垂越 美智子		
	イオン三光(株)大分県担当	社会貢献課長	中嶋 重人		大分県高等学校PTA連合会(大分市)		(財)大分県私学協会(大分市)	理事長	安部 村秀		
	大分県家電流通協議会(大分市)	事務局長	丸川 功子		大分県同新聞社(大分市)	常務取締役	大分合同新聞社(大分市)	放送部長	田辺 正勝		
大分県商工会議所(大分市)	女性会連合会長	今石 敦	N H K大分放送局(大分市)	放送部長	大分県市長会(大分市)	事務局長	岩下 宏一郎				
大分県商工会(大分市)	女性部連合会長	吉瀬 千佐子	大分県町村会(大分市)	事務局長	大分県町村会(大分市)	事務局長	大河野 浩				
(社)大分県自動車整備振興会(大分市)	専務理事	牧 征生	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	所長	米水津村福祉保健課(米水津村)	課長	長 茂樹				
J A大分県女性組織協議会(大分市)	会長	五 二	日田市環境課(日田市)	課長	日田市環境課(日田市)	課長	山田 わか子				
大分県農業法人協会	会長	宮 昭伊	大分県産業科学技術センター(大分市)	センター長	大分県衛生環境研究センター(大分市)	所長	古室 昌徳				
大分県畜産協会(大分市)	管理部長	高 藤 耕一					吉 武				
大分県森林組合連合会(大分市)	参事	高 倉 善次					合計100名				
大分県漁業協同組合(大分市)	女性部長	真 鍋 八馬子									
大分県中小企業団体中央会(大分市)	専門指導員	宮 崎 イク子									
大分県建設業協会(大分市)	副会長	岡 田 孝恵									
大分県食品衛生協会(中津市)	指導員	小 代 幸									
(社)大分県産業廃棄物処理業協会(大分市)	会長	和田 久									
I S O 取 得 企 業	三和酒類(株)(宇佐市)	代表取締役専務	和田 久	報 道 関 係	大分県PTA連合会(大分市)	理事長	津村 秀哲				
	(株)石井工作研究所(大分市)	新規技術部部長代行	中野 雅一		大分合同新聞社(大分市)	常務取締役	大分県市長会(大分市)	事務局長	田辺 正勝		
	大分エコセンター(株)(大分市)	社長	大丸 直美		大分県同新聞社(大分市)	放送部長	大分県町村会(大分市)	事務局長	岩下 宏一郎		
	新日本製鐵(株)大分製鐵所(大分市)	総務部長	大丸 山 裕		N H K大分放送局(大分市)	放送部長	大分県町村会(大分市)	事務局長	大河野 浩		
	サッポロビール(株)新九州工場(日田市)	エンジニアリング部長	河 守 正		大分県市長会(大分市)	事務局長	大分県町村会(大分市)	事務局長	大河野 浩		
	太平洋セメント(株)津久見工場(津久見市)	製造部長	村上 弘夫		大分県町村会(大分市)	事務局長	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	所長	長 茂樹		
	九州石油(株)大分製油所(大分市)	保安環境部長	宮 敏		大分県町村会(大分市)	事務局長	米水津村福祉保健課(米水津村)	課長	山田 わか子		
	三井造船(株)大分事業所(大分市)	鉄鋼運搬機工場長	荒 映 世		大分県町村会(大分市)	事務局長	日田市環境課(日田市)	課長	山 原 香代子		
	住友化学(株)大分工場(大分市)	副工場長	末 松 秀樹		大分県町村会(大分市)	事務局長	大分県産業科学技術センター(大分市)	センター長	古室 昌徳		
	N P O 法 人	技術サポートネットワーク大分(大分市)	理事長		田 中 満洲光	行 政 機 関 等	大分県町村会(大分市)	事務局長	吉 武		
		緑の工房なぐら(大分市)	理事長		葛 中 西澤 幸生		大分県町村会(大分市)	事務局長	大分県町村会(大分市)	事務局長	吉 武
		さなほりの会(中津江村)	代表		大 松 幸		大分県町村会(大分市)	事務局長	大分県町村会(大分市)	事務局長	吉 武
		アシスト・バル・オオイタ(大分市)	理事長		大 松 幸		大分県町村会(大分市)	事務局長	大分県町村会(大分市)	事務局長	吉 武
森と海の共生ネットワーク(日田市)		理事長	川 平 潔	大分県町村会(大分市)	事務局長		大分県町村会(大分市)	事務局長	吉 武		

(8) 自然公園指導員（大分県委嘱）

氏名	主な活動地域		備考
	国立・国定公園	県立自然公園	
青山良安	瀬戸内海	国東半島	夷耶馬保存会
秋吉文隆	瀬戸内海	国東半島	
秋吉雄二	瀬戸内海	国東半島	
稲留和彦	耶馬日田英彦山		
岩尾征治	瀬戸内海	国東半島	鋸山の自然を守る会、大分県山岳連盟
岩下資二	耶馬日田英彦山		
上野昭二	祖母傾	祖母傾県立	
江藤明彦	阿蘇くじゅう		
江藤寿彦	阿蘇くじゅう	神角寺芹川	黒岳の自然を守る会
衛藤博己	耶馬日田英彦山		
大塚和文	瀬戸内海	国東半島	大田山楽会
大向弘	阿蘇くじゅう	神角寺芹川	黒岳の自然を守る会
甲斐弘美	祖母傾	祖母傾	
柿迫正命		神角寺芹川	
金色征一	耶馬日田英彦山		
鹿野喜久雄	瀬戸内海	国東半島	
上山和豊		津江山系	
河野光治	瀬戸内海		
木岐清光	瀬戸内海	日豊海岸	
木許康弘	日豊海岸	豊後水道	
清原和俊		国東半島	
熊谷功	日豊海岸	豊後水道	ふるさと花の会会長、蒲江町ハマユウ観察指導員
栗本清弘	瀬戸内海	国東半島	町体育協会山岳部
健木良太郎	耶馬日田英彦山		
後藤聡	阿蘇くじゅう	祖母傾	
後藤逸人	神角寺芹川		
斉賀昭	阿蘇くじゅう	神角寺芹川	庄内町観光協会男池清掃事務所
佐藤慎一	祖母傾	祖母傾県立	
佐藤英雄	祖母傾	祖母傾県立	
塩月寛	日豊海岸	豊後水道	
瀬口信行			
高橋春夫	祖母傾	祖母傾県立	白山川を守る会理事、白山扇子踊り保存会会長
田中義則	日豊海岸	豊後水道	環境保全ボランティア子ねずみ
丹波哲也	日豊海岸	豊後水道	
津田真由美			
土谷通			村おこし協議会「こっとな村」
恒松勲	瀬戸内海	日豊海岸	大分県山岳連盟
時松和弘	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会、山岳遭難救助隊、高山植物保護員(営林署)
時松博範	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会、山岳遭難救助隊玖珠分隊
虎熊祐	瀬戸内海	国東半島	
長船文哉	日豊海岸	豊後水道	
新田耕三	耶馬日田英彦山		
長谷俊介		津江山系	
波多野道義	阿蘇くじゅう		自然観察指導員
日隈巖	耶馬日田英彦山		
平野耕吉	阿蘇くじゅう		
福泉慶一郎			
藤城浩平	瀬戸内海	国東半島	
藤田義弘	耶馬日田英彦山		
古荘房登	阿蘇くじゅう	神角寺芹川	
向野茂	耶馬日田英彦山		宇佐郡山岳部顧問
柳井忠臣	日豊海岸		日豊愛山会
山口文吉	瀬戸内海	国東半島	
山月孝	阿蘇くじゅう		自然観察指導員
吉田稔	日豊海岸	豊後水道	
渡辺正			

任期：平成15年7月1日～平成17年6月30日

(9) 自然公園指導員（環境省委嘱）

氏名	主な活動地域		備考
	国立・国定公園	県立自然公園	
朝山迪彦	阿蘇くじゅう		日本山岳協会・大分県山岳連盟・大分ナール山岳会
足利由紀子		耶馬日田英彦山	自然観察指導員
足立高行	阿蘇くじゅう		自然観察指導員・環境カウンセラー
荒立金泰子	阿蘇くじゅう		自然観察指導員・グリーンインストラクター(大分県)
宇田義治	阿蘇くじゅう		
梅木秀徳	阿蘇くじゅう		日本山岳会東九州支部・大分県山岳連盟
浦松辰信	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会・自然観察指導員・日本レクリエーション協会
衛藤敬蔵		祖母傾	緒方山岳会
大塚政雄		耶馬日田英彦山	自然観察指導員・環境カウンセラー
奥村伸幸	阿蘇くじゅう		
小田毅	阿蘇くじゅう		自然観察指導員
甲斐貞治	阿蘇くじゅう		
甲斐広見	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
甲斐良治	阿蘇くじゅう		日本山岳会
葛西満里子	阿蘇くじゅう		NPO法人緑の工房なぐらす
神田豊徳		祖母傾	大分県山岳連盟
久保憲英	阿蘇くじゅう		黒岳の自然を守る会
倉品治男	阿蘇くじゅう		
小坂隆子	阿蘇くじゅう		
後藤勝彦	阿蘇くじゅう		自然観察指導員
後藤利雄	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
小齋山正行	阿蘇くじゅう		
佐藤光		日豊海岸 祖母傾	竹田健康山登りの会
佐藤吉克	阿蘇くじゅう		
志水輝昭	阿蘇くじゅう		
首藤宏史	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
首藤順子	阿蘇くじゅう		NPO法人緑の工房なぐらす
杉野良雄		日豊海岸	佐伯山の会
園田肇	瀬戸内海		
高橋裕二郎	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
堤賢三	阿蘇くじゅう		自然観察指導員・森と遊ぶ会
寺田豪明	瀬戸内海		
西山祐一	瀬戸内海		日本蘚苔類学会・大分生物談話会
野田美智子	阿蘇くじゅう		自然観察指導員
橋爪文子	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会理事、くじゅうパークボランティアの会
濱崎正敏		日豊海岸	
林謙治		耶馬日田英彦山	日本野鳥の会・日本自然保護協会
姫野澄男	阿蘇くじゅう	自然観察指導員	
平野憲司		日豊海岸	自然観察指導員
弘蔵岳久夫	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
藤原秀恵	阿蘇くじゅう		
堀田至		瀬戸内海	
堀田実	阿蘇くじゅう		とんぼと自然を考える会・日本蜻蛉学会
南次郎	阿蘇くじゅう		自然観察指導員・日本野鳥の会大分県支部
宮崎博文	阿蘇くじゅう		自然観察指導員
宮野敬樹		耶馬日田英彦山	自然観察指導員・ネイチャーゲーム指導員
宮本寛	阿蘇くじゅう		
矢野紘二		日豊海岸	大分県山岳連盟
山本信修		祖母傾	大分県高校登山研究会
山本信治		日豊海岸	佐伯山の会
吉田捷三	阿蘇くじゅう		日本野鳥の会・日本鳥類保護連盟
吉武秀樹	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
吉成彰夫	阿蘇くじゅう		
吉野順誠	阿蘇くじゅう		
渡辺格雄	阿蘇くじゅう		自然観察指導員・九重の自然を守る会
渡部廣善	阿蘇くじゅう		高等学校登山研究会・大分岳童会
渡辺政治	阿蘇くじゅう		自然観察指導員
渡辺浩江	阿蘇くじゅう		

任期：平成16年4月1日～平成18年3月31日

(10) 大分県環境教育アドバイザー

平成16年6月現在

	氏名	住所地	専門分野等	経歴・職業等
1	村谷俊雄	大分市	化石燃料エネルギー 有価資源リサイクル技術 ダイオキシン対策 酸性雨 バイオマス	環境カウンセラー 大分県産業廃棄物審査会委員 元日本文理大学工学部教授兼環境科学研究所長 前大分大学工学部客員教授 村谷環境カウンセラー事務所
2	山岸治男	大分市	環境教育 環境問題と地域づくり	大分市南郡公民館河川浄化会議理事 大分大学教育福祉科学部教授
3	久野操	大分市	水の中の生き物 河川・海岸環境 海岸動物・藻類 魚類・浮遊生物	元大分県内水面漁業試験場長 自然観察指導員 河川水辺の国勢調査委員 社団法人大分野生生物研究センター主任研究員 日本水産増殖学会会員 大分生物談話会会員
4	滝田祐作	大分市	オゾン層破壊問題 地球温暖化問題	窒素酸化物の分解触媒の開発 メタンのクリーン燃焼媒体の開発 大分県公害審査会委員 大分大学工学部教授
5	生野喜和人	大分郡	自然観察 自然体験活動	自然観察指導員 大分県文化財保護審議会委員 別府大学非常勤講師
6	船田工	大分市	スターウォッチング 天体観測	スターウォッチング指導 大分天文協会名誉会長
7	川西博	大分市	地域の気象と水循環 地球温暖化問題	大分県内の地域気象調査・研究 大分県内の名水の湧出特性調査・研究 大分県産業廃棄物審査会委員 大分大学名誉教授・理学博士
8	江崎一子	大分市	ごみとリサイクル 環境汚染と健康 ごみと環境問題	日本公衆衛生学会会員、日本薬学会会員 衛生検査技師、薬剤師、医学博士 大分県産業廃棄物審査会委員 大分県環境影響評価技術審査会委員 別府市環境保全審議会委員 別府大学教授
9	川野田實夫	大分市	大分と世界の水事情 地球の中の水のはたらき 森と水の作用	大分県環境審議会委員 大分市環境審議会会長 佐伯市環境審議会委員 大分県森林づくり県民会議会長 大分大学教育福祉科学部教授
10	川原大	別府市	動物生態学 環境問題の枠組み(全体像) 環境と経済 カプトガニ	杵築のカプトガニ調査研究 大分県環境審議会委員 大分マリンパレス水族館「うみたまご」勤務
11	三角順一	大分市	公衆衛生 環境と健康 環境医学 生活と健康 産業医学 化学物質と健康	大分県環境審議会委員 大分大学医学部教授(医学博士)

	氏名	住所地	専門分野等	経歴・職業等
12	生野智城	挾間町	環境衛生全般 水生生物調査 自然保護 自然観察 廃棄物処理	自然観察指導員 大分県環境審議会委員 大分県環境影響評価技術審査会委員 獣医師
13	おおい たインター プリターズ	大分市	環境教育 自然観察 ネイチャーゲーム	エコロジーキャンプ等自然体験型環境教育の指導等 会員数30名
14	大塚政雄	宇佐市	環境教育 自然観察 森林保護 市民活動 町づくり 地球環境問題	環境カウンセラー 自然公園指導員 日本自然保護協会自然観察指導員 希少野生動植物種保存推進員 宇佐自然と親しむ会会長
15	植木和宏	大分市	環境アセスメント 環境測定(大気、水質、土壌、 地下水、騒音、振動、悪臭) 水質その他(温泉水、飲料水 等)	環境カウンセラー 九州環境・リサイクル交流プラザ専門技術員 九州環境カウンセラー協会会員 公害防止管理者 環境計量士 (株)エスピーシーテクノ九州勤務
16	吉田稔	大分市	植物生態 環境教育 自然観察 地球温暖化問題	環境カウンセラー 大分生物談話会事務局長
17	足立高行	大分市	自然環境保全 自然観察会 環境工学 動物生態学	環境カウンセラー 大分県自然観察連絡協議会代表 大分川ダム環境保全委員 技術士(環境部門) (財)日本自然保護協会参与・講習会講師 (社)大分野生生物研究センター勤務
18	藤澤信一	清川村	河川・干潟の動物調査 河川の生物学的な水質検査 祖母・傾・くじゅう山系の自然調査 森林のつくりとはたらき 里山の自然観察	環境カウンセラー 大分生物談話会会員 大分地質学会会員 清川村文化財調査員 三重町自然保護団体「むかご会」会員
19	福山隆	大分市	エネルギーと環境 省エネルギー 地球温暖化問題 ごみとリサイクル 水 環境制御技術	環境カウンセラー 元新日鐵大分製鐵所の環境技術課長及び環境管理室長 ISO14001コンサルタント 審査員公害防止管理者
20	河野忠	大分市	水環境保全 名水 酸性雨 水資源 水と健康 土木遺産	環境カウンセラー 大分市清掃事業審議会委員 日本文理大学環境科学研究所研究員 日本文理大学教授
21	古庄義彦	中津市	ISO14001内部監査 地球環境保全全般教育 新環境活動評価プログラム 作成・教育・指導 環境保全と労働衛生の関係 化学物質の対応について (いずれも主として企業対象)	環境カウンセラー 公害防止管理者 衛生管理者 労働衛生コンサルタント 第一種作業環境測定士 大分産業保健推進センター相談員
22	須股博信	大分市	森林の保全と再生 環境教育 自然保護 植物生態学 自然観察	環境カウンセラー 大分市環境審議会委員 大分市緑の政策審議会委員 大野川流域における魚にやさしい川づくり懇談会委員 大野川流域懇談会下流部会会長
23	松田正則	大分市	廃棄物処理 公害防止 化学物質 リサイクル ダイオキシン類対策 環境行動、有害物質対応	環境カウンセラー 大分市産業廃棄物審査会委員 大分県産業廃棄物処理業協会副会長 化学物質管理者 公害防止管理者 ダイオキシン類特別技術管理士

	氏名	住所地	専門分野等	経歴・職業等
24	三浦智治	大分市	地球環境問題 化学物質 環境教育 ごみとリサイクル 自然観察 環境アセスメント	環境カウンセラー 大分市「生涯学習指導者」自然科学に登録 地球温暖化防止活動推進員
25	簾浩介	宇佐市	環境教育 ごみとリサイクル 環境マネジメントシステム 公共用水域の保全活動 省エネ・省資源 用排水処理施設の利用と管理	環境カウンセラー 環境ISO等のコンサルタント業務 公害防止管理者 特別管理産業廃棄物管理責任者 環境ISO審査員補
26	藤田玉三	大分市	くらしの中の環境化学 エネルギー 廃棄物	環境カウンセラー 建築物環境衛生管理技術者 衛生管理者 特定化学物質等作業主任者
27	幡東孝則	大分市	公園緑地計画 緑の役割 緑のデザイン	環境カウンセラー 大分高専非常勤講師 (株)環ヴィトーム勤務
28	城井堅	大分市	大気 水質 廃棄物 土壌・地下水 化学物質 地球環境	環境カウンセラー 大分県自然環境学術調査会調査員 別府市環境保全審議会委員 大分大学非常勤講師 (社)大分県食品衛生協会勤務
29	小田毅	別府市	自然保護 環境教育 植物観察	環境カウンセラー 自然観察指導員 自然公園指導員 大分県沿道景観保全審議委員 別府市自然環境保全審議会専門調査員 別府市中央公民館勤務
30	川窪一郎	大分市	環境調査 水質保全技術 環境マネジメント 環境保全計画	環境カウンセラー 技術士(環境部門) 公害防止管理者 環境マネジメントシステム審査員補西日本コン サルタント(株)技術部環境課勤務
31	堀江道廣	大分市	水の中の生き物 両生類	環境カウンセラー 自然観察指導員 大分市「身近な自然観察教室」「親と子の水辺教室」講師 大分市大分南部公民館「ふるさとの河川に親しむ会」講師 院内町オオサンショウウオ保護管理委員会委員 大分県教育センター 勤務
32	綿末しのぶ	杵築市	ごみとリサイクル 川の環境学習 海の環境学習 廃油石鹸づくり 再生紙づくり	環境カウンセラー 日本カプトガニを守る会大分支部理事
33	齋藤行雄	臼杵市	水生動植物 自然観察 まちづくり・市民運動 歴史的環境保全 エコ・ミュージアム、ピオト ープ	環境カウンセラー 自然観察指導員 自然公園指導員 臼杵市歴史環境保全審議会委員 NPO法人全国町並み保存連盟常任理事
34	羽生正宗	別府市	環境教育 環境計画 環境リサイクル 環境マネジメント 地球温暖化問題 キッズISO14000	環境カウンセラー ISO環境マネジメントシステム審査員 環境リサイクル管理士 環境プランナー
35	杉浦嘉雄	大分市	自然体験活動 野鳥保護教育 持続的な地域づくり	環境カウンセラー (財)日本鳥類保護連盟理事 (社)日本環境教育フォーラム理事 九州環境教育ミーティング実行委員会代表 全国愛鳥教育研究会代表 日本文理大学助教授

	氏名	住所地	専門分野等	経歴・職業等
36	葛西満里子	大分市	自然体験活動 地球温暖化問題	ネイチャーゲーム初級指導員 自然観察指導員、自然公園指導員 自然体験活動トレーナー 大分県地球温暖化防止活動推進センター理事長 NPO法人緑の工房ななぐらす理事長
37	小坂正則	大分市	エネルギー問題全般	自然エネルギーの研究及び実践活動(風力発電の設置や太陽光発電の設置) 電力自由化問題の研究 NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク理事長
38	山本眞壽美	佐伯市	ごみとリサイクル 地球温暖化問題	地域美化活動や自然観察会を実施 NPO法人さわやか佐伯所属
39	木下和子	大分市	人材育成 心と体の健康 エコクッキング	環境教育一般指導員 栄養士 大分県産業創造機構人材育成センター講師 食品衛生管理委員 NPO法人総合学習研究所所属
40	松尾紀子	大分市	体験型環境学習	ネイチャーゲーム初級指導員 プロジェクト・ワイルドファシリテーター NPO法人緑の工房ななぐらす所属
41	幾田孝	津久見市	産業廃棄物リサイクル関係 環境保全に対する監視活動 自然環境の保護活動	廃プラスチックのリサイクル活動 植林活動 ごみ回収、清掃 不法投棄監視 NPO法人えん所属
42	中村智彦	大分市	ごみとリサイクル	NPO法人おおいた有機農業研究会所属
43	相良恭子	大分市	環境学習 リサイクルによる造花 心と身体健康教室	キャリアコミュニケーター 環境教育一般指導者 健康管理士一般指導員 NPO法人総合学習研究所所属
44	大川博文	大分市	サーチライトとCO2関係 地球温暖化問題 水の中の生き物 河川の流量調査	川の生き物調査 河川の流量調査 光害調査活動 NPO法人大分宇宙科学協議会所属
45	原口サトミ	中津市	自然観察 自然体験活動 リサイクル 家庭のできる環境対策	ネイチャーゲーム初級指導員 自然観察指導員 県グリーンインストラクター NPO法人緑の工房ななぐらす所属
46	清田恭子	大分市	有機農業による自然環境保全 エコクッキング	有機農業研究会事務局長 こころ広場勤務 NPO法人おおいた有機農業研究会所属

3 大気関係資料

表 大気1 環境基準及びその評価方法

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年間平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年間平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年間平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年間平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
長期 的 評 価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	1日平均値の98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	-	-	-	-	-
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものの(1日平均値の2%除外値)について行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。			年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。	-	-	-	-	-
短期 的 評 価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	-	1時間値が0.06ppm以下であること。	-	-	-	-

(備考) 長期的評価については、年間測定時間が6,000時間未満の場合は評価対象としないこととなっている。

表 大気2 各測定局における環境基準等達成状況（平成15年度）

市町村	設置主体		測定局	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素
一般環境大気測定局								
大分市	市	1	王子中学校				×	
	市	2	南大分小学校				×	
	市	3	西部清掃事務所				×	
	市	4	東大分小学校				×	
	市	5	三佐小学校				×	
	市	6	大東中学校				×	
	市	7	敷戸小学校				×	
	市	8	大在小学校				×	
	市	9	坂ノ市中学校				×	
	市	10	丹生小学校				×	
	市	11	戸次中学校				×	
別府市	県	12	青山中学校				×	
中津市	県	13	中津下毛地方振興局				×	
日田市	県	14	日田地方振興局				×	
佐伯市	県	15	佐伯南郡地方振興局				×	
	市	16	石間					
市	市	17	八幡小学校					
臼杵市	県	18	臼杵市役所				×	
津久見市	県	19	津久見市役所				×	
	市	20	青江小学校					
市	市	21	徳浦					
豊後高田市	市	22	豊後高田市役所					
日出町	県	23	日出町鷹匠				×	
佐賀関町	県	24	佐賀関役場				×	
	町	25	旧佐賀関高校					
	町	26	早吸日女神社					
	町	27	大志生木					
自動車排ガス測定局								
大分市	市	28	大分中央測定局					
	市	29	宮崎測定局					

表 大気3 有害大気汚染物質の環境基準の達成状況（平成15年度）

有害大気汚染物質	大分市以外の測定局		大分市の測定局	
	測定局	達成局	測定局	達成局
ベンゼン	4	4	5	3
トリクロロエチレン	4	4	1	1
テトラクロロエチレン	4	4	3	3
ジクロロメタン	4	4	3	3

表 大気4 自動車排ガス中の窒素酸化物濃度年間値（平成15年度）

調査市町村	測定局	用途地域	二酸化窒素 (NO ₂)													
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
							(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)		
大分市	中央	商	363	8726	0.038	0.102	0	0.0	1	0.0	0	0.0	157	43.3	0.053	0
大分市	宮崎	商	366	8736	0.035	0.108	0	0.0	3	0.0	1	0.3	119	32.5	0.051	0

調査市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO _x) (NO ₂ + NO)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ + NO)
大分市	中央	商	364	8750	0.071	0.298	0.120	363	8726	0.110	0.374	0.172	34.6
大分市	宮崎	商	366	8736	0.054	0.305	0.098	366	8733	0.089	0.367	0.141	39.0

表 大気5 自動車排ガス中の一酸化炭素濃度年間値（平成15年度）

調査市町村	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
						(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)				
						(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)				
大分市	中央	商	360	8601	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4.5	1.5		0
大分市	宮崎	商	366	8775	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.8	1.4		0

表 大気6 自動車排ガス中の浮遊粒子状物質濃度年間値（平成15年度）

調査市町村	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
						(時間)	(%)	(時間)	(%)				
						(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)				
大分市	中央	商	363	8714	0.036	0	0.0	0	0.0	0.159	0.078		0
大分市	宮崎	商	366	8768	0.033	0	0.0	0	0.0	0.149	0.074		0

表 大気7 自動車排ガス中の非メタン炭化水素濃度年間値(平成15年度)

調査市町村	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時の測定日数 (日)	6～9時の3時間平均値		6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
							大分市	中央	商	8570	0.32	0.27
大分市	宮崎	商	8474	0.29	0.32	352	1.31	0.08	278	79.0	144	40.9

表 大気8 主要交差点における測定結果(平成15年度)

		調査年月日	気象概況 最多風向 (出現頻度%)	一酸化炭素(ppm)		窒素酸化物(ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
				1日平均値の平均	8時間平均値の平均	NO ₂ 1日平均値の平均	NO 1日平均値の平均	1日平均値の平均
別府市	永石通交差点	6/29～7/4	SSE(27)	1.01	1.00	0.035	0.047	0.044
中津市	豊陽交差点	10/22～10/30	欠	0.48	0.47	0.017	0.023	0.028
日田市	玉川交差点	10/9～10/17	ESE(24)	0.48	0.47	0.017	0.023	0.028
臼杵市	土橋交差点	5/19～5/27	E(24)	0.45	0.46	0.016	0.007	0.041
佐伯市	大手前交差点	5/28～6/5	W(19)	0.54	0.54	0.013	0.019	0.031
日出町	堀交差点	11/5～11/13	E(13)	欠測	欠測	0.032	0.058	0.035

表 大気9 硫酸化物に係る排出基準(K値)の推移

区分		期別						
		44.8～	45.2.1～	46.6.24～	47.1.5～	49.4.1～	50.4.15～	51.9.28～
大分・佐賀関地域	特別排出基準	-	-	-	-	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)
	一般排出基準	26.3 (0.045)	14.0 (0.024)	14.0 (0.024)	9.34 (0.016)	6.42 (0.011)	4.67 (0.008)	3.5 (0.005)
その他県下地域		-	-	26.3 (0.045)	22.2 (0.038)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)

備考1 ()内数値は、最大着地濃度(ppm)である。

備考2 特別排出基準は新設施設に、一般排出基準は既設施設に適用する。

表 大気10 大気関係公害防止協定値

項目企業名	締結年月	硫黄酸化物 排出量 ($\text{N m}^3/\text{H}$)	窒素酸化物		ばいじん	
			排出量 ($\text{N m}^3/\text{H}$)	排出濃度 (ppm)	排出量 (kg/H)	排出濃度 ($\text{mg}/\text{N m}^3$)
新日本製鐵(株) 大分製鐵所	昭48.10	957.0	-	共火ボイラー 180 工場ボイラー 130	247.6	焼結炉 50
昭和電工(株) 及びそのグループ各 社	平元.3	210.0	203.0	2号ボイラー 160 3号ボイラー 75 ガスタービン 70	49.0	2号ボイラー 70 3号ボイラー 35 共同焼却炉 100
新日鐵化学(株) 大分製造所	平元.3	13.3	19.2	第2スチレン加熱炉 80	6.8	第2スチレン加熱炉 46
九州石油(株) 大分製油所	平4.3	200.0	122.8	ボイラー 160 重油専焼加熱炉 170	62.8	ボイラー 130 重油専焼加熱炉 100
住友化学工業(株) 大分工場	昭51.2	70.0	49.2	2号ボイラー 180 S T - 1焼却炉 500	13.4	2号ボイラー 30 S T - 1焼却炉 150
王子板紙(株) 大分工場	平14.11	78.1	83.9	1号焼却炉 150 R P F ボイラー 165	19.5	1号焼却炉 30 R P F ボイラー 30
九州電力(株) 新大分発電所	昭58.9	-	300.0	1、2号系列 12.5	-	-
日鉱金属(株) 佐賀関精錬所	平8.6	577.4	137.3	銅溶鉱炉 70 銅乾燥炉 160 ディーゼル機関 950	93.7	銅溶鉱炉 80 銅乾燥炉 170
太平洋セメント(株) 津久見工場	昭47.6	既設工場85 増設工場 125	-	-	-	-

備考 1 協定値は、年次区分等によって段階的に厳しく定められていることから、最終的な数値を掲げている。
2 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設について掲げている。

表 大気11 ダイオキシン関係(大気、水質、底質、土壌)

(1) 大気 ア (単位 pg - TEQ/Nm³)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	大分市 西部清掃事業所測定局	0.032	0.6以下
	大分市 大在小学校測定局	0.035	
	別府市 中央保健所	0.019	
	佐伯市 佐伯市役所第二庁舎	0.018	
	竹田市 竹田保健所	0.013	
	日田市 日田玖珠保健所	0.028	
	中津市 中津総合庁舎	0.019	
発生源 周辺環境	大分市 三佐小学校測定局	0.16	
	大分市 東大分小学校測定局	0.037	
	別府市 シーサイドタウン隣の江公園	0.041	
	挾間町 山田地区旧公民館	0.02	
	蒲江町 高山集会所	0.0084	
耶馬溪町 大字大野	0.038		

地下水 (単位 pg - TEQ/l)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	国東町 大字鶴川	0.095	1以下
	挾間町 大字向之原	0.038	
	佐賀関町 大字関	0.038	
	佐伯市 大字上岡	0.038	
	鶴見町 大字吹浦	0.088	
	三重町 大字市場	0.038	
	朝地町 大字板井迫	0.039	
	玖珠町 大字帆足	0.04	
	日田市 吹上町	0.038	
	豊後高田市 大字玉津	0.038	
発生源 周辺環境	別府市 大字内蔵	0.042	
	挾間町 大字山田	0.041	
	蒲江町 大字蒲江浦	0.038	
	耶馬溪町 大字栃木	0.038	

(2) 水質 イ 4回/年の平均値

公共用水域(河川、湖沼、海域)

(単位 pg - TEQ/l)

区分	調査地点	調査結果	環境基準	
一般環境	大分市 住吉川(新川橋)	0.052	1以下	
	大分市 祓川(御幸橋)	0.053		
	大分市 大分川下流(滝尾橋)	0.054		
	大分市 大分川上流(天神橋)	0.073		
	大分市 大野川下流(川添橋)	0.045		
	大分市 原川(日岡橋)	0.23		
	大分市 乙津川(別保橋)	0.2		
	大分市 大分川中流(賀来橋)	0.064		
	大分市 大分川中流(胡麻鶴橋)	0.043		
	大分市 瓜生川(王ノ瀬橋)	0.047		
	発生源 周辺環境	佐伯市 中江川(中島橋)	0.15	1以下
		緒方町 緒方川(共栄橋)	0.059	
		竹田市 稲葉川(萬里橋)	0.048	
		日田市 大肥川(茶屋ノ瀬橋)	0.083	
		耶馬溪町 津民川(津民小橋)	0.01	
		直入町 芹川ダム本川-9	0.067	
		豊前地先 SuSt-6	0.05	
		国東半島地先 KSt-3	0.1	
		別府湾 BSt-12	0.071	
		白杵湾 USt-2	0.11	
津久見湾 TSt-1	0.31			
佐伯湾 SSt-9	0.046			
日出町 江上川(新規農道脇)	0.78	1以下		
挾間町 山王川(白岳橋)	0.073			
耶馬溪町 小河内川(小河内橋上流)	0.25			

(3) 底質(河川・湖沼・海域) ウ

(単位 pg - TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	環境基準		
一般環境	大分市 住吉川(新川橋)	1.2	150以下		
	大分市 祓川(御幸橋)	0.35			
	大分市 大分川下流(滝尾橋)	0.18			
	大分市 大分川上流(天神橋)	0.32			
	大分市 大野川下流(川添橋)	0.16			
	大分市 原川(日岡橋)	5			
	大分市 乙津川(別保橋)	0.92			
	大分市 大分川中流(賀来橋)	0.42			
	大分市 大分川中流(胡麻鶴橋)	0.28			
	大分市 瓜生川(王ノ瀬橋)	0.31			
	発生源 周辺環境	佐伯市 中江川(中島橋)		6.1	150以下
		緒方町 緒方川(共栄橋)		0.33	
		竹田市 稲葉川(萬里橋)		0.2	
		日田市 大肥川(茶屋ノ瀬橋)		0.45	
		耶馬溪町 津民川(津民小橋)		0.31	
		直入町 芹川ダム本川-9		6.3	
		豊前地先 SuSt-6		7.1	
		国東半島地先 KSt-3		0.68	
		別府湾 BSt-12		6.9	
		白杵湾 USt-2		2.1	
津久見湾 TSt-1	3				
佐伯湾 SSt-9	1.6				

地下水 (単位 pg - TEQ/l)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	大分市 大字鶴崎	0.2	1以下
	大分市 大字屋山	0.019	
	大分市 大字横塚	0.018	
	大分市 大字花津留	0.019	
	大分市 大字畑中	0.022	
	大分市 大字家島	0.019	
	大分市 顕徳町	0.039	
	大分市 千代町	0.032	
	大分市 大字丸亀	0.032	
	大分市 高城西町	0.031	
	大分市 大字田尻	0.031	
	大分市 大字田原	0.033	
	大分市 南春日町	0.019	
	大分市 大字横尾	0.021	
	大分市 森町	0.031	

(4) 土壌 工 (単位 pg - TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	国東町 大字安国寺	3.2	1,000以下
	杵築市 天満区	0.66	
	白杵市 大字未広	0.013	
	佐伯市 長島町	0.00021	
	三重町 小坂	0.62	
	竹田市 大字竹田	0.17	
	日田市 日ノ隈町	0.016	
	玖珠町 大字帆足	0.041	
	耶馬溪町 大字柿坂	0.037	
	豊後高田市 大字御玉	0.042	
発生源 周辺環境	別府市 関の江新町	3.4	1,000以下
	日出町 大字山口	0.61	
	挾間町 大字山田	2	
	野津原町 大字小屋鶴	0.058	
	蒲江町 大字蒲江浦	0.57	
	蒲江町 大字蒲江浦	4.1	
	耶馬溪町 大字大野	3.5	
	耶馬溪町 大字栃木	0.38	

4 水質関係資料

表 水質 1 健康項目(砒素)調査結果

水域	地点名	項目	総検 体数	基準値 超 過 検体数	最大値 (mg/l)	平均値 (mg/l)	基準値 (mg/l)
朝見川下流	藤助橋	砒素	6	3	0.023	0.013	0.01
町田川	潜石橋		6	3	0.025	0.016	
八坂川	永世橋下		4	1	0.018	0.011	
	大左右橋		6	3	0.022	0.014	

表 水質 2 公共用水域の生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成状況

水域名	区分				未達成	
	達		成			
河川	山国川(2)	山国川(1)	津民川	跡田川	寄藻川 中川	
	犬丸川	駅館川	桂川	八坂川		
	朝見川下流	朝見川上流	祓川	住吉川		
	大分川下流	大分川中流	大分川上流	大野川下流		
	大野川上流	乙津川	原川	丹生川下流		
	丹生川下流	白杵川	番匠川下流	番匠川上流		
	堅田川下流	堅田川上流	中江川	木立川		
	筑後川(2)	玖珠川	町田川	庄手川		
	花月川	大肥川				
	守江港		別府港			豊前地先 響灘及び周防灘 国東半島地先 別府湾中央 白杵湾 津久見湾
	大分港		住吉泊地			
	乙津泊地		鶴崎泊地			
大野川東部		別府湾東部				
佐賀関港		北海部郡東部地先				
佐伯湾(甲)		佐伯湾(乙)				
佐伯湾(丙)		佐伯湾(丁)				
南海部郡地先						
湖沼	-				-	

表 水質3 生活環境項目の環境基準達成状況の推移

(1) 河 川 (BOD)

(単位: mg/ℓ)

水 域	類型	測定地点	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		
			75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	
山 国 川	山国川(2)	A	下唐原	1.1		1.2		1.0		0.8		1.2		0.9		0.8		0.9		0.8		1.1	
	山国川(1)	AA	劔ノ木橋	0.5		0.6		0.6		0.6		0.6		0.5		0.7		0.6		0.5		1.0	
	跡田川	A	耶馬橋	2.3	×	1.1		1.3		1.0		1.3		0.9		1.4		1.2		1.5		1.0	
	津民川	AA	津民小橋	0.9		0.7		1.2	×	0.7		0.8		0.6		1.0		0.8		0.7		0.8	
犬 丸 川	A	今津大橋	1.5		2.0		1.8		1.4		1.4		1.6		1.1		1.9		1.6		1.1		
駅 館 川	A	小松橋	1.2		1.3		1.0		0.9		1.1		1.1		2.5	×	1.3		1.1		0.9		
		白岩橋	0.9		1.3		1.0		1.1		1.2		1.1		0.9		1.3		1.4		1.5		
寄 藻 川	A	浮殿橋	2.8	×	1.2		1.7		1.3		2.0		1.7		1.8		1.6		1.8		2.4	×	
桂 川	A	えびす橋	1.3		1.2		1.3		1.1		1.4		1.4		1.4		1.6		1.4		1.3		
八 坂 川	A	錦江橋	1.4		1.1		1.3		2.1	×	1.6		1.3		1.5		1.7		1.7		1.3		
		大左右橋	1.4		1.2		1.4		1.1		0.9		1.0		1.1		1.3		1.3		1.1		
朝 見 川	朝見川下流	C	藤助橋	3.0		3.5		2.4		1.8		1.8		1.7		1.9		1.2		1.8		1.5	
	朝見川上流	A	南田位橋	0.5		0.5		0.6		0.6		0.5		0.6		0.7		0.7		0.5		0.7	
袂 川	B	御幸橋	4.1	-	5.6	-	4.6	-	3.3	-	2.9	-	3.3	×	3.9	×	2.9		3.3	×	2.8		
住 吉 川	E	新川橋	17	×	15	×	11	×	6.5		8.5		9.0		5.9		5.2		5.3		3.4		
大 分 川	大分川下流	B	弁天大橋	1.4		1.9		1.3		0.8		1.0		1.1		1.0		1.0		0.7		0.8	
		広瀬橋	2.3		1.9		1.9		0.3		1.2		1.8		1.8		1.5		1.3		1.3		
	大分川中流	A	府内大橋	1.3		1.7		1.7		1.0		1.2		1.5		1.3		1.2		1.0		0.9	
大分川上流	A	天神橋	2.3	×	1.5		1.3		1.4		1.5		1.3		1.3		1.2		1.1		1.3		
大 野 川	大野川下流	A	鶴崎大橋	1.0		0.9		0.7		0.6		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
		白滝橋	1.1		1.2		1.2		0.7		0.6		0.7		0.6		0.7		0.5		0.6		
	大野川上流	A	犬飼大橋	0.9		1.1		0.9		0.8		0.6		0.7		0.6		0.7		0.5		0.5	
乙 津 川	A	海原橋	1.2		1.2		1.3		1.6		2.2	×	2.0		1.1		1.2		1.0		1.0		
原 川	C	日岡橋	4.1	-	5.7	-	4.5		4.8		3.1		2.8		4.0		2.4		3.0		2.3		
丹 生 川 下 流	B	王ノ瀬橋	2.4	-	2.5	-	2.2	-	3.3	-	2.6	-	2.7		2.1		2.5		2.1		2.3		
丹 生 川 上 流	A	丹生橋	2.6	-	1.2	-	1.0	-	1.8	-	1.2	-	1.4		1.5		1.4		1.0		1.0		
白 杵 川	A	白杵川河口	1.5		1.8		1.3		1.8		1.3		1.1		1.3		1.7		1.0		1.2		
		馬代橋	2.1	×	1.5		1.7		0.9		0.8		1.2		1.6		1.4		1.0		1.4		
番 匠 川	番匠川下流	B	番匠川河口	1.2		1.1		1.0		1.8		1.1		0.7		0.7		1.2		1.0		0.8	
	番匠川上流	A	番匠大橋	0.5		0.8		0.6		0.8		0.6		0.5		0.5		0.5		0.5		0.6	
	木立川	B	木立潮止堰	0.7		0.9		0.9		0.7		0.8		0.7		0.8		0.6		0.8		0.7	
	堅田川下流	B	茶屋ヶ鼻橋	1.2		1.3		1.2		1.5		1.1		0.7		0.8		0.6		0.8		1.2	
	堅田川上流	A	柏江橋	0.7		0.7		0.6		0.8		0.7		0.5		0.5		0.5		0.6		0.8	
	中 川	B	新常盤橋	3.5		2.3		3.0		2.9		2.1		4.2	×	2.8		2.2		1.9		3.1	×
中 江 川	B	長島橋	1.0		1.9		1.7		1.7		1.3		1.7		1.7		1.4		1.3		1.2		
筑 後 川	筑後川(2)	A	三隈大橋	1.4		1.0		1.2		0.8		1.0		1.1		1.2		1.1		0.8		0.7	
	大肥川	A	茶屋ノ瀬橋	1.2		1.1		0.9		0.9		1.0		0.8		1.1		0.9		1.5		1.0	
	花月川	A	三郎丸橋	2.1	×	2.1	×	1.9		1.1		2.1	×	1.7		1.8		1.8		1.7		1.7	
	庄手川	A	庄手川流末	1.4		1.5		1.4		1.0		1.2		1.1		1.3		1.6		1.3		1.2	
	玖珠川	A	市の村橋	1.0		0.9		1.2		0.8		1.0		1.0		1.1		0.7		1.1		0.7	
	町田川	AA	潜石橋	0.6		0.7		0.7		0.5		0.6		0.6		1.0		0.6		0.7		0.6	

備考 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。

(2) 海 域 (COD)

(単位: mg/ℓ)

水 域	類型	測定地点	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
			75%値 判定											
周防灘	豊前地先	A	Sust 4	2.7 ×	2.5 ×	2.8 ×	2.4 ×	2.9 ×	2.6 ×	3.2 ×	2.6 ×	2.4 ×	2.7 ×	
			Sust 6	2.4 ×	2.1 ×	2.4 ×	2.6 ×	2.7 ×	2.6 ×	2.5 ×	3.1 ×	2.4 ×	2.8 ×	
			Sust 8	2.5 ×	2.5 ×	2.9 ×	2.4 ×	2.9 ×	3.4 ×	2.9 ×	3.4 ×	2.6 ×	2.9 ×	
			Sust 12	-	-	-	-	2.4 ×	2.2 ×	2.4 ×	3.7 ×	3.2 ×	1.9	2.3 ×
	響灘及び周防灘	A	Sust 11	2.2 ×	2.1 ×	2.1 ×	2.3 ×	2.4 ×	2.4 ×	2.2 ×	2.6 ×	2.0	2.1 ×	
国東半島地先	A	Kst 1	2.0	1.7	2.0	1.9	2.1 ×	2.4 ×	2.3 ×	2.6 ×	1.9	2.2 ×		
		Kst 3	2.1 ×	1.9	1.9	1.8	2.2 ×	2.3 ×	2.5 ×	2.1 ×	1.9	2.1 ×		
		Kst 5	1.9	2.3 ×	1.8	1.9	2.0 ×	2.2 ×	1.9 ×	2.0	1.7	2.0		
別府湾	住吉泊地	C	Bst 1	2.9	2.7	3.0	3.5	2.8	2.8	2.9	3.0	3.9	2.2	
	乙津泊地	C	Bst 2	2.8	2.7	2.8	2.7	2.7	2.9	2.3	2.6	4.0	2.4	
	鶴崎泊地	C	Bst 3	2.8	2.8	2.2	2.4	2.6	2.6	2.3	2.7	3.7	2.4	
	大分港	B	Bst 4	2.6	2.6	2.3	2.3	2.9	2.2	2.2	1.9	2.9	2.8	
			Bst 22	2.5	2.6	2.2	2.1	2.6	2.2	2.0	2.2	2.7	2.4	
			Bst 5	2.0	2.7	2.3	2.2	2.5	2.2	2.0	2.6	3.1 ×	2.6	
			Bst 21	2.5	3.5 ×	2.7	2.6	2.8	2.5	2.7	2.7	3.1 ×	2.4	
	別府港	B	Bst 8	2.4	2.3	2.4	2.6	3.5 ×	2.4	2.4	2.4	2.2	2.7	
			Bst 9	2.1	2.1	1.9	2.3	2.9	2.3	2.6	2.2	2.6	2.6	
	守江港	B	Bst 10	1.8	2.0	2.0	2.0	2.1	2.3	2.2	2.3	2.5	2.0	
	別府湾中央	A	Bst 11	2.0	2.3 ×	2.0	2.2 ×	2.9 ×	2.3 ×	2.3 ×	1.8	1.9	2.4 ×	
			Bst 15	2.0	2.3 ×	2.2 ×	2.1 ×	2.4 ×	2.0	2.5 ×	1.9	2.5 ×	2.5 ×	
			Bst 16	2.0	2.2 ×	2.0	2.0	2.4 ×	2.0	2.2 ×	2.0	2.5 ×	2.3 ×	
			Bst 12	2.0	2.3 ×	1.9	2.0	2.5 ×	1.9	2.0	2.0	2.3 ×	2.2 ×	
	大野川東部	B	Bst 6	2.1	-	2.4	-	2.2	-	2.3	-	2.2	2.1	2.3
			Bst 7	2.1	-	2.4	-	2.1	-	2.2	-	2.2	1.9	2.0
	別府湾東部	A	Bst 17	1.8	-	2.0	-	1.8	-	1.8	-	2.0	1.8	2.1 ×
			Bst 19	1.9	-	2.0	-	1.8	-	1.9	-	2.1 ×	2.1 ×	
			Bst 18	1.6	-	1.7	-	1.8	-	1.8	-	2.0	2.0	
Bst 20			2.0	-	2.2	-	1.8	-	1.9	-	2.0	2.0		
佐賀関港	B	SGst 3	1.8	-	2.5	-	1.9	-	1.9	-	2.3	-		
北東部地先	A	Fst 1	1.3	-	1.4	-	1.4	-	0.5	-	1.8	1.7	1.5	
		Fst 3	1.4	-	1.4	-	1.5	-	1.6	-	1.5	1.6	2.0	
		Fst 4	1.4	-	1.5	-	1.7	-	1.8	-	1.9	1.9	1.7	
白杵湾	A	Ust 2	2.1 ×	2.3 ×	1.7	2.2 ×	2.4 ×	1.9	1.9	1.9	1.9	2.2 ×		
		Ust 4	1.8	2.2 ×	1.8	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	2.2 ×		
		Ust 5	1.9	2.1 ×	2.0	1.8	2.0	1.8	1.9	2.4 ×	2.1 ×	2.4 ×		
津久見湾	A	Tst 1	2.1 ×	2.0	2.1 ×	1.9	2.0	2.1 ×	2.3 ×	1.9	2.2 ×	2.4 ×		
		Tst 2	1.8	2.0	1.7	1.8	2.1 ×	1.8	2.1 ×	1.7	2.0	2.1 ×		
		Tst 3	1.6	2.0	1.8	1.8	2.0	1.8	2.0	1.9	1.9	2.0		
		Tst 4	1.8	2.1 ×	2.0	2.5 ×	2.2 ×	1.8	2.1 ×	2.2 ×	1.9	2.0		
佐伯湾	甲水域	C	Sst 1	2.3	2.3	2.6	2.6	2.3	2.2	2.3	2.0	2.2	2.4	
			Sst 2	2.4	2.6	2.8	2.7	2.3	2.2	2.3	2.1	2.3	2.5	
			Sst 3	2.9	2.7	2.4	2.7	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	2.3	
	乙水域	B	Sst 4	1.8	2.0	2.1	2.3	2.0	1.9	2.1	1.9	2.0	2.0	
			Sst 5	1.8	1.9	1.7	1.9	1.8	1.6	1.9	1.9	1.9	1.8	
			Sst 6	1.8	1.7	1.9	1.8	1.7	1.4	1.8	1.8	1.8	1.8	
	丙水域	B	Sst 7	2.4	2.3	2.1	2.2	2.2	1.6	2.1	2.0	2.4	2.2	
			Sst 8	2.1	2.4	1.9	2.2	1.8	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	
	丁水域	A	Sst 9	1.7	1.7	1.6	2.0	1.8	1.6	2.0	1.7	1.7	1.8	
			Sst 10	1.9	2.0	2.1 ×	1.6	1.9	1.8	2.2 ×	2.1 ×	2.1 ×	2.0	
			Sst 11	1.7	1.8	1.8	1.7	1.8	1.6	2.1 ×	2.2 ×	1.9	1.7	
南海部郡地先	A	Nst 12	1.6	2.2 ×	1.5	1.7	1.5	1.6	1.2	1.5	1.9	1.9		
		Nst 4	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	1.8	1.6	2.1 ×	1.5	1.7		
		Nst 5	1.6	1.7	1.3	1.7	1.6	1.5	1.7	1.5	1.7	1.3		

備考 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。
3 は、平成9年度までNst 3で採水

表 水質 4 生活環境項目(全窒素、全燐)の環境基準達成率の推移

水 域	類 型	基準値(mg/ ℓ)		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
		全窒素	全 燐					
海 域		0.2	0.02	-	-	-	-	-
		0.3	0.03	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
		0.6	0.05	-	-	-	-	-
		1	0.09	-	-	-	-	-
	合 計	-		8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
	達成率	-		100	100	100	100	100
	(%)	-		(72.6)	(71.8)	(82.1)	(80.3)	(84.2)

- 備考 1 分母は環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。
 2 達成率は、環境基準達成水域数 ÷ 環境基準類型指定水域数 × 100 (%)
 3 達成率の()内は、全国の公共用水域集計結果(環境省調べ)による。
 4 環境基準の評価は、当該水域内のすべての環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均したその値が、全窒素及び全燐ともに環境基準値以下の場合に「達成」とした。

表 水質5 環境基準類型指定状況(平成16年3月31日現在)

(1) 河 川

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 告 示 等
山 国 川 水 系	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ	
	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	跡田川	全域	A	イ	
県 北 河 川	犬丸川	全域	A	ロ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	駅館川	全域(津房川を含む)	A	イ	
	寄藻川	全域	A	イ	
	桂川	全域	A	イ	
別 杵 速 見 河 川	八坂川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	朝見川上流	観海寺橋より上流	A	イ	
	朝見川下流	観海寺橋より下流	C	ロ	
大 分 市 内 河 川	住吉川	全域(流入する支川を含む)	E	ハ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	被川	全域	B	ハ	平成11年3月31日 県告示第289号
	丹生川上流 丹生川下流	松本橋より上流(支川を除く) 松本橋より下流(支川を除く)	A B	イ ロ	
大 分 川 水 系	大分川上流	小野鶴橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで(流入する支川を含む)	A	ロ	
	大分川下流	府内大橋より下流(流入する支川を含む)	B	ハ	
大 野 川 水 系	大野川上流	筒井大橋より上流(流入する支川を含む)	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川下流	筒井大橋より下流(流入する支川を含む)	A	ロ	
	乙津川 原川	原川を除く全域 全域	A C	イ ロ	平成7年6月2日 県告示第592号
臼 杵 市 内 河 川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	末広川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
番 匠 川 水 系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	B	ロ	
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	
	堅田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	木立川	全域	A	イ	
	中川 中江川	全域 全域	B B	イ イ	
筑 後 川 水 系	筑後川(1)	松原ダムより上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	筑後川(2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	
	大肥川	全域	A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	花月川	全域	A	イ	
	庄手川	全域	A	イ	
	玖珠川	全域	A	イ	
	町田川	全域	AA	イ	

(2) 湖 沼

水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 告 示 等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	A	イ	平成15年3月27日 環境省告示第36号

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。
「イ」はただちに達成
「ロ」は5年以内可及的速やかに達成
「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

(3) 海 域
ア 海 域

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 告 示 等
周 防 灘	豊前地先海域 響灘及び周防灘	別記1参照 別記2参照	A A	八 イ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別 府 湾	住吉泊地水域	別記4参照	C	イ	昭和49年7月1日 県告示第796号
	乙津泊地水域	別記5参照	C	イ	
	鶴崎泊地水域	別記6参照	C	イ	
	大分港水域	別記7参照	B	イ	
	別府港水域	別記8参照	B	イ	
	守江港	別記9参照	B	イ	
	別府湾中央水域	別記10参照	A	3年以内	
別府湾東部水域	別記11参照	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号	
大野川東部水域	別記12参照	B	イ		
佐賀関港	別記13参照	B	イ		
北海道郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
白 杵 湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津 久 見 湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐 伯 湾	甲水域	別記17参照	C	口	昭和46年5月25日 閣議決定
	乙水域	別記18参照	B	口	
	丙水域	別記19参照	B	口	
	丁水域	別記20参照	A	イ	
南海部郡地先水域		別記21参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

イ 全窒素・全磷に係る環境基準

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日 告 示 等
松原ダム貯水池（梅林湖）		全域	湖沼	二	平成15年3月27日 環境省告示第36号
周 防 灘	響灘及び周防灘 （二）	別記22参照	海域	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記23参照		イ	平成10年3月31日 県告示第301号
別 府 湾	別府湾（イ）	別記24参照		イ	
	別府湾（口）	別記25参照		イ	
北海道郡東部地先		別記14参照		イ	
白 杵 湾		別記15参照		イ	
津 久 見 湾		別記16参照		イ	
佐 伯 湾		別記25参照		イ	

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「口」は5年以内可及的速やかに達成

「八」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

「二」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

* 松原ダム貯水池の全窒素0.46mg/l（暫定目標平成20年度）

別記

No	水域名	水域の範囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒崎と大分県西国東郡香々地町長崎鼻を結ぶ線、下関市網代崎と北九州市八幡崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋(別府市と大分市との境界地点)から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大在竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4) 大分市と北海道郡佐賀関町との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5) 大分市と北海道郡佐賀関町との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀関港	北海道郡佐賀関町踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海道郡東部地先	北海道郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から白杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	白杵湾	白杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾(甲)	番匠川河口左岸と大入島トードー鼻を結ぶ線、大入島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾(乙)	野崎鼻と片白島南端を結ぶ線、同島、同島北端と元ヶ鼻を結ぶ線、大入島、同島トードー鼻と番匠川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
19	佐伯湾(丙)	大入島大字高松浦上浦936番地と佐伯市大字二栄漁港防波堤先端を結ぶ線、大入島、同島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
20	佐伯湾(丁)	南海部郡上浦町蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾(甲)、佐伯湾(乙)及び佐伯湾(丙)に係る部分を除いたもの
21	南海部郡地先水域	鶴御崎(鶴見町と米水津村との境界陸岸地点)から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
22	響灘及び周防灘(二)	北九州市網ノ鼻とB点(網ノ鼻から南東方22,100mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒))を結ぶ線、同地点とC点(B地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒))を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
23	国東半島地先	西国東郡香々地町長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
24	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
25	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海道郡佐賀関町関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
26	佐伯湾	南海部郡上浦町蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域

表 水質 6 海水浴場調査結果（平成16年度）

市町名	海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)		COD (mg/l)		透明度 (m)		油膜の有無		判定	
		遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中
大分市	田ノ浦ビーチ	2	2	2.5	2.1	1	1	無	無	B	B
香々地町	長崎鼻	2	2	2.5	2.3	0.8	1	無	無	B	B
杵築市	奈多・狩宿	5	2	1.8	2.4	1	1	無	無	A	B
	住吉浜リゾートパーク	13	2	2.0	2.3	1	1	無	無	A	B
日出町	糸ヶ浜	62	2	2.6	2.3	1	1	無	無	B	B
佐賀関町	神崎	12	2	2.0	2.5	1	1	無	無	A	B
	大志生木	7	2	2.0	2.2	1	1	無	無	A	B
	白木	3	2	1.2	1.9	1	1	無	無	A	AA
臼杵市	黒島	2	36	1.5	1.7	1	1	無	無	AA	A
上浦町	瀬会	2	2	1.4	1.9	1	1	無	無	AA	AA
蒲江町	元猿・高山	2	2	1.3	1.8	1	1	無	無	AA	AA
	波当津	7	2	1.6	1.9	1	1	無	無	A	AA

国が定めた海水浴場の判定基準

判定は、下表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」及び「水質C」を判定する。
- (3) 「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	COD	油膜の有無	透明度
適	水質AA 不検出(検出限界2個/100ml)	2mg/l以下	油膜が認められない	全透(1m以上)
	水質A 100個/100ml以下	2mg/l以下	油膜が認められない	全透(1m以上)
可	水質B 400個/100ml以下	5mg/l以下	常時は油膜が認められない	1m未満~50cm以上
	水質C 1,000個/100ml以下	8mg/l以下	常時は油膜が認められない	1m未満~50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	8mg/l超	常時油膜が認められる	50cm未満

表 水質7 地下水概況調査結果

(ア) 環境基準項目

		一般飲用井戸			生活用水井戸			工業用水井戸			その他の井戸			合計		
		調査	検出	超過	調査	検出	超過									
		井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数									
健康項目	カドミウム	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0
	全シアン	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0
	鉛	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0
	六価クロム	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0
	砒素	0	0	0	16	2	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0
	総水銀	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0
	ジクロロメタン	27	1	0	33	0	0	2	0	0	7	0	0	69	1	0
	四塩化炭素	27	0	0	33	0	0	2	0	0	7	0	0	69	0	0
	1,2-ジクロロエタン	27	0	0	33	0	0	2	0	0	7	0	0	69	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	27	0	0	33	0	0	2	0	0	7	0	0	69	0	0
	トリス-1,2-ジクロロエチル	27	1	0	33	1	0	2	0	0	7	0	0	69	2	0
	1,1,1-トリクロロエタン	27	0	0	33	0	0	2	0	0	7	0	0	69	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	27	0	0	33	1	0	2	0	0	7	0	0	69	1	0
	トリクロロエチレン	27	1	0	33	1	0	2	0	0	7	0	0	69	2	0
	テトラクロロエチレン	27	6	0	33	8	0	2	1	0	7	0	1	69	15	1
	1,3-ジクロロプロペン	27	0	0	33	0	0	2	1		8	0	0	70	1	0
	チウラム	0	0	0	14	0	0	0	0	0	4	0	0	18	0	0
	シマジン	0	0	0	14	0	0	0	0	0	4	0	0	18	0	0
	チオベンカルブ	0	0	0	14	0	0	0	0	0	4	0	0	18	0	0
ベンゼン	27	0	0	33	1	0	2	0	0	7	0	0	69	1	0	
セレン	0	0	0	14	1	0	0	0	0	3	0	0	17	1	0	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	55	55	3	38	38	2	2	2	0	5	5	0	100	100	5	
ふっ素	0	0	0	14	12	0	0	0	0	0	0	0	14	12	0	
ほう素	14	11	0	24	21	1	1	1	0	2	1	0	41	34	1	

(イ) 要監視項目、ダイオキシン類

(単位：本)

	一般飲用井戸			生活用水井戸			工業用水井戸			その他の井戸			合計		
	調査	検出	超過	調査	検出	超過									
	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数	井戸数									
クロロホルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
トランス-12-ジクロロエチレン	27	0	0	19	0	0	2	0	0	4	0	0	52	0	0
12-ジクロロプロパン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
p-ジクロロベンゼン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イソキサチオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ダイアジノン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フェニトロチオン(MEP)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イソプロチオラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オキシン銅(有機銅)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロタロニル(TPN)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロピザミド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E P N	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジクロロボス(DDVP)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フェノバルブ(BPMC)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イプロベンホス(IBP)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロルニトルフェン(CNP)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トルエン	27	1	0	19	0	0	2	0	0	4	0	0	52	1	0
キシレン	27	0	0	19	0	0	2	0	0	4	0	0	52	0	0
フタル酸ジエチルヘキシル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニッケル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
モリブデン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アンチモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ダイオキシン類	4	4	0	7	7	0	1	1	0	2	2	0	14	14	0

表 水質 8 水質環境基準等

1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位: ml/l)

項目	基準値
カドミウム	0.01
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
6価クロム	0.05
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1

2 要監視項目及び指針値

(単位: ml/l)

項目	基準値
クロロホルム	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.3
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェントロチオン(MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅(有機銅)	0.04
クロロタロニル(TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロルボス(DDVP)	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03
イプロベンホス(IBP)	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	-
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	-
モリブデン	0.07
アンチモン	-

- 備考 1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値である。
- 2 NDは「検出されないこと」で、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以 下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が みとめられない こと。	2 mg/l 以上	-	
測定方法		規格12.1に定める 方法又はガラス 電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定める 方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。試料10ml、1 ml、0.1ml、0.01ml...のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1 mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下		第1の2の ⁽²⁾ により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1 ⁽¹⁾ による。）		
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN /100ml 以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN /100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/ℓ 以上	-	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	第1の2の ⁽²⁾ により水域類型ごとに指定する水域
	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
	水産3種工業用水農業用水環境保	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45 2、45 3又は45 4に定める方法	規格46 3に定める方法	X
<p>備考</p> <p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下		第1の2の ⁽²⁾ により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1 ⁽¹⁾ による。）		
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

(3) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	検出されないこと	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-	検出されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	-	-	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法(ただし、 B類型の工業用 水及び水産2級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はアル カリ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	付表9に掲げる 方法	X
<p>備 考</p> <p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。 同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/ℓ) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \times N \times a_2S_2O_3 \times 1000/50$ (a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) f N a₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	第1の2の(2) により水域類型ごとに指定 する水域
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
	測定方法	規格45 4に定める 方法	規格46 3に定める 方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下		第1の2の(2) により水域類型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の生息する産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下		
	測定方法	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)		
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

表 水質9 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数（平成16年3月31日現在）

水濁法施行令別 表第1の号番号	業 種 名	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場				日平均排水量50m ³ 未満の特定事業場				計	
		指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	特定事業場数	瀬戸内法許可対象事業場数
		大分市内	その他の地域			大分市内	その他の地域				
1の2	畜産農業又はサービス業		1		1	21	319	78	418	419	1
2	畜産食料品製造業		4		4	4	28	8	40	44	4
3	水産食料品製造業		6	1	7	13	97	31	141	148	6
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		4	5	9	16	131	93	240	249	4
5	みそ、しょう油等製造業		4		4	3	68	18	89	93	4
8	パン・菓子の製造業又は製あん業		2		2	3	12	3	18	20	2
10	飲料製造業	1	8	4	13	5	65	9	79	92	9
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業						5	7	12	12	
12	動植物油脂製造業						2		2	2	
16	めん類製造業		1		1	11	25	6	42	43	1
17	豆腐又は煮豆の製造業		1		1	41	208	47	296	297	1
18の2	冷凍調理食品製造業						9		9	9	
18の3	たばこ製造業		1		1					1	1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業			1	1	2	4	1	7	8	
21	化学繊維製造業		1		1					1	1
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業			4	4		5	12	17	21	
21の3	合板製造業							1	1	1	
22	木材薬品処理業						4	1	5	5	
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3	1		4		2		2	6	4
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業					13	1		14	14	
24	化学肥料製造業					1	2		3	3	
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業		3		3	1			1	4	3
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業					2			2	2	
33	合成樹脂製造業		1		1	3	1		4	5	1
34	合成ゴム製造業					1			1	1	
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3			3	1			1	4	3
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	1			1	2			2	3	1
47	医薬品製造業	1			1		1		1	2	1
49	農薬製造業	1			1			1	1	2	1
51	石油精製業	1			1					1	1
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業等	1			1					1	1
52	皮革製造業					1			1	1	
53	ガラス又はガラス製品の製造業					1			1	1	
54	セメント製品製造業					26	50	7	83	83	
55	生コンクリート製造業		3		3	20	110	36	166	169	3
58	窯業原料の精製業		2		2					2	2
59	砕石業		1	1	2	5	8	8	21	23	1
60	砂利採取業					12	6	2	20	20	
61	鉄鋼業	3			3	1			1	4	3
62	非鉄金属製造業		1		1		1		1	2	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業		2		2	1	8		9	11	2

水濁法施行令別 表第1の号番号	業種名	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場				日平均排水量50m ³ 未満の特定事業場				計	
		指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	特定事業場数	瀬戸内法許可対象事業場数
		大分市内	その他の地域			大分市内	その他の地域				
63の2	空きびん卸売業					1	1		2	2	
64	ガス供給業又はコークス製造業	1			1		2		2	3	1
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道					6	3		9	9	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	3		5	11	13	1	25	30	5
66	電気めつき施設		1	1	2	6	36		42	44	1
66の2	旅館業	3	67	36	106	194	1,068	266	1,528	1,634	70
66の3	共同調理場		2		2	3	8	3	14	16	2
66の4	弁当仕出し屋又は弁当製造業					8	2		10	10	
66の5	飲食店	4	5	7	16	14	7	7	28	44	9
67	洗たく業	2	3		5	93	194	34	321	326	5
68	写真現像業					28	60	10	98	98	
68の2	病院	2	1		3	5	1		6	9	3
69	と畜業又はへい獣取扱業		1	1	2		1		1	3	1
70の2	自動車分解整備事業					11	1		12	12	
71	自動式車両洗浄施設	1			1	251	312	65	628	629	1
71の2	試験研究機関		5	1	6	24	34	3	61	67	5
71の3	一般廃棄物処理施設					2	20	4	26	26	
71の4	産業廃棄物処理施設	1			1	2	2		4	5	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設		1		1	8	4	1	13	14	1
72	し尿処理施設	39	93	16	148	6	19	1	26	174	132
73	下水道終末処理施設	5	21	2	28		5		5	33	26
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1		2	4	3	1	8	10	2
	指定地域特定施設	51	59		110	176	137		313	423	110
	計	127	310	80	517	1,063	3,105	765	4,933	5,450	437

表 水質10 排水基準違反に対する措置状況等（大分県実施分）

区 分		13年度	14年度	15年度
違反項目	有害物質	1	0	0
	p H	9	2	2
	B O D	0	1	1
	C O D	4	2	3
	S S	3	2	0
	その他の項目	1	1	1
措置状況	一時停止命令	0	0	0
	改善命令	0	0	0
	文書指導	16	8	6
対策状況	排水処理施設の新・増設	0	0	0
	排水処理施設の改善	0	1	1
	排水処理施設の管理強化	15	6	5
	下水道への接続	0	0	0
	特定施設等の改善	1	0	0
	特定施設等の管理強化	0	0	0

(1件は原因不明)

表 水質11 地下水の環境基準と地下浸透の防止に係る基準

(単位：mg/ℓ)

有害物質の種類	地下水の環境基準	地下浸透の防止に係る基準	
	(平成9年環境庁告示第14号)		
カドミウム及びその化合物	0.01	検出されないこと	(0.001)
シアン化合物	検出されないこと	"	(0.1)
鉛及びその化合物	0.01	"	(0.005)
六価クロム化合物	0.05	"	(0.04)
砒素及びその化合物	0.01	"	(0.005)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	"	(0.0005)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	"	(0.0005)
P C B	検出されないこと	"	(0.0005)
ジクロロメタン	0.02	"	(0.002)
四塩化炭素	0.002	"	(0.0002)
1,2-ジクロロエチレン	0.004	"	(0.0004)
1,1-ジクロロエチレン	0.02	"	(0.002)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	"	(0.004)
1,1,1-トリクロロエタン	1	"	(0.0005)
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	"	(0.0006)
トリクロロエチレン	0.03	"	(0.002)
テトラクロロエチレン	0.01	"	(0.0005)
1,3-ジクロロプロペン	0.002	"	(0.0002)
チウラム	0.006	"	(0.0006)
シマジン	0.003	"	(0.0003)
チオベンカルブ	0.02	"	(0.002)
ベンゼン	0.01	"	(0.001)
セレン	0.01	"	(0.002)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	-	-
ふっ素	0.8	-	-
ほう素	1	-	-

備考：地下浸透の防止に係る基準の欄の()内の数値は、検出されるとする濃度である。

表 水質12 水質関係公害防止協定値

企業名	締結 (改正) 年月	排水基準値 (pHを除き mg/l)										負荷量基準値 (kg/日)						備 考	
		水素イオン濃度	化 酸 素 要 求 的 量	浮 遊 物 質 量	ノキ物 ルサ質 マン含 ル抽出 へ出量	窒 素 含 有 量	り ん 含 有 量	フ エ ノ ー ル 類 量	シ ア ン	残 留 塩 素	化 酸 素 要 求 的 量	浮 遊 物 質 量	ノキ物 ルサ質 マン含 ル抽出 へ出量	窒 素 含 有 量	り ん 含 有 量	フ エ ノ ー ル 類 量	シ ア ン	排水基準値 (ダイオキシン類: pg-TEQ/l その他の項目: mg/l)	負荷量基準値 (kg/日)
新日本製鐵(株) 大分製鐵所	平16.3	6号 7.5~8.6 4・5・9号 7.0~8.6	4・9号 10 5・6号 5	4・9号 20 5号 8 6号 5	1	4号 12 5・6・9号 8	4・9号 0.8 5・6号 0.5	0.05	0.05	ND	2,300	7,180	400	7,800	670	25	30	溶解性鉄 1 4号ふっ素 4 5・6・9号ふっ素 1.5 取・排水温度差 7 以下	溶解性鉄 1,300 ふっ素 1,000
住友化学工業(株) 大分工場	平13.12	5.8~8.6	45 (40)	25 (20)	0.5	10 (8)	5 (3)	0.2	-	-	3,400	1,700	-	680	255	-	-	BOD 20(15) ふっ素 7(6) ジクロロメタン 0.04 ほう素 3 ダイオキシン類 2 トルエン 1.2 フェニトロチオン 0.006 銅含有量 1 テトラクロエチレン 0.02 1,2-ジクロロエタン 0.012	BOD 1,275 ふっ素 510
王子板紙(株) 大分工場	平14.11	5.8~8.6	75	35	1	7	0.5	0.4	-	-	3,400	1,540	45	300	18	15	-	BOD 70 ダイオキシン類 1	BOD 3,050
昭和電工(株)及び そのグループ各社	平15.8	10号排水口 6.0~8.6	6 (3)	3号 8 その他8 (4)	0.5	3号 2 その他2 (1)	0.4 (0.2)	0.03	ND	-	3,040	3,591	168	1,290	138	-	-	ジクロロメタン 0.02 ダイオキシン類 1 取・排水温度差 7 以下	
新日鐵化学(株) 大分製造所	平元.3	6.0~8.6	15 (10)	15 (11)	1	20 (12)	3 (2)	0.5 (0.2)	-	-	43.2	47.5	4.3	51.8	8.6	0.9	-		
九州石油(株) 大分製油所	平15.3	6.0~8.6	15 (10)	15 (10)	1	12 (10)	2 (1)	0.1	ND	ND	156	156	15.6	156	15.6	1.6	-	取・排水温度差 7 以下	
九州電力(株) 新大分火力所	平7.7	1・2号系列 5.8~8.6 3号系列 5.8~8.6	10 (7) 10 (6)	10 (7)	1	30 (20)	3 (2)	-	-	ND	1・2号系列 11.2 3号系列 10.8	11.2 12.6	1.6 1.8	32 36	3.2 3.6	-	-	取・排水温度差 7 以下	
日鉱金属(株) 佐賀関精錬所	平8.6	5.8~8.6	15 (6)	30 (10)	1	3 (1.5)	0.6 (0.3)	-	-	-	1,520	2,533	126	380	76	-	-	銅 1(0.6) 亜鉛 5(3) カドミウム 0.01 砒素 0.1 鉛 0.1 セレン 0.1	
太平洋セメント(株) 津久見工場	昭47.6	6.0~9.0	-	50	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

備考 1 ()内は、日間平均値である。

備考 2 窒素含有量、りん含有量のうち*印のついているものは、それぞれアンモニア態窒素、リン酸態りんである。

表 水質13 瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画の施策

施 策		内 容
水 質 汚 濁 の 防 止	1 水質総量規制制度等の実施	(1) 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の積極的実施 (2) 上記施策の進捗状況及び流入負荷量の実態の把握 (3) 「大分県全県域污水適正処理構想」に基づく下水道等生活排水処理施設の効果的、計画的な整備 (4) 養殖漁場における投餌量等の適正化、化学肥料の使用の低減、家畜排せつ物の適正処理等による富栄養化の防止 (5) 赤潮情報伝達事業による監視通報体制の強化 (6) 赤潮調査事業等による赤潮対策の調査研究
	2 有害化学物質等の規制及び把握等	(1) 健康項目に係る水質環境基準の達成の維持 (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく発生源の監視指導、環境基準の達成状況等汚染実態の把握 (3) P R T R法等に基づく化学物質の排出量等の把握、管理の促進
	3 油等の汚染の防止	(1) 船舶及び陸上からの油等の排出防止のための関係法令等による規制の徹底と監視取締り強化及び大分港の廃油処理施設の高度活用 (2) 事故による海洋汚染の未然防止のための関係法令等による規制の徹底と監視指導の強化及び防災活動等の適切な運営 (3) 排出油の流出拡大を防ぐための関係法令等による規制指導、海上災害防止センターの活用等の実施
自然 景 観 の 保 全	1 自然公園等の保全	(1) 関係法令等による規制の徹底と監視指導の強化及び公園事業、保全事業の積極的推進 (2) 国立公園、国定公園、県立自然公園区域の見直し及び自然環境保全地域等の見直し
	2 緑地等の保全	(1) 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地の確保のための関係法令等の規制の適正な運用 (2) 沿岸都市地域における緑地の確保のための都市公園設備事業、港湾環境設備事業の積極的促進、風致地区、緑地保全地区の指定及び緑のマスタープランの策定 (3) 健全な森林の保護育成のための保安林整備管理事業、森林保全管理事業、緑化推進事業の積極的推進、松くい虫防除対策、治山事業の推進 (4) 緑化修景のための緑化基準に即した公園緑地等の確保、緑化協定の締結等の指導
	3 史跡、名勝、天然記念物等の保全	関係法令により文化財保存の規制の徹底及び防災施設の設置、保存修理、環境整備等の積極的促進
	4 散乱ごみ、油等の除去	清掃船の積極的活用、海洋性廃棄物処理施設整備、沿岸漁業保全事業の推進及び関係法令による規制の徹底と監視取締りの強化
浅 海 域 の 保 全 等	1 藻場及び干潟の保全等	関係法令による藻場、干潟の保全のための規制措置の適切な運用、沿岸漁場整備開発事業による人工藻場造成
	2 自然海浜の保全等	(1) 関係法令による自然海浜保全のための適切な運用 (2) 海岸環境整備事業（養浜等）による養浜事業の積極的推進
海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮	海砂利の資源量、採取による環境影響等の調査の実施、海砂利に代わる骨材等の研究及び活用	
埋立に当たっての環境保全に対する配慮	埋立の免許承認に当たっての瀬戸内海環境保全特別措置法の運用に関する基本方針の配慮	
廃棄物処理施設の整備及び処分地の確保	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進、ごみ処理施設等の計画的な整備、事業者等に対する監視指導の強化、廃棄物の減量化、適正処理の推進	
健全な水循環機能の維持・回復	流域を単位とした漁業者、林業者等関係者間の連携強化、浅海域の保全の推進	
失われた良好な環境の回復	消失した自然海浜等の良好な環境を回復させる施策等の検討	
下水道等の整備の促進	公共下水道事業の促進、廃棄物処理施設整備事業（し尿処理施設）の推進及び高度処理施設の積極的導入、浄化槽の設置及び維持管理の適正化の徹底、合併処理浄化槽の普及促進、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進	
海底及び河床の汚泥の除去等	除去基準を上回る底質の除去等の促進、底質浄化事業に関する調査等の推進	
水質等の監視測定	公共用水域の常時監視の拡充強化、発生源に対する水質自動測定器の整備の促進、測定体制の充実	
環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	富栄養化の防止に資するための技術開発試験、赤潮発生時の海洋構造解明のための赤潮調査事業の推進、水質測定器及び測定技術の研究	
環境保全思想の普及及び住民参加の推進	瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるための広報活動の実施、ごみの不法投棄防止、浄化槽の維持管理適正化などの実践活動の普及、住民意見の反映方策の検討	

5 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料

表 騒音1 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

- 備考 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

(単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

- 備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位：デシベル)

基準値	
昼間	夜間
70以下	65以下

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

- (注) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 騒音2 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(単位WECPNL)
	70以下
	75以下

- 備考 1 を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 2 を当てはめる地域は、以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

表 騒音3 特定工場等に関する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分	区域の区分				時間の区分
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
昼間	50	60	65	70	午前8時～午後7時 (津久見市は午前7時～午後7時)
朝・夕	45	50	60	65	午前6時～午前8時 (津久見市は午前6時～午前7時) 午後7時～午後10時
夜間	40	45 日田市は40	50 津久見市は55	60 大分市は55 臼杵市は55	午後10時～ 翌日の午前6時

- 備考
- 1 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。
 - 2 第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。
 - 3 第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。
 - 4 第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

表 騒音4 特定建設作業に関する騒音の規制基準

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	85デシベル	
作業禁止時間	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

表 騒音5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧

(平成16年3月31日現在)

市町村名	騒音規制法								振動規制法							
	特定工場等に係る区域の区分				特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	施行年月日	特定工場等に係る区域の区分		特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	施行年月日		
	1種	2種	3種	4種	1号	2号			1種	2種	1号	2号				
大分市							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
別府市							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
中津市							H11.3.31	H11.4.1					H11.3.31	H11.4.1		
日田市							H10.3.27	H10.5.1					H10.3.27	H10.5.1		
佐伯市							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
臼杵市							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
津久見市							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
竹田市							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
豊後高田市							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
杵築市							H11.3.31	H11.4.1					H11.3.31	H11.4.1		
宇佐市							H10.3.27	H10.5.1					H10.3.27	H10.5.1		
香々地町							H6.1.21	H6.1.21								
国見町							H6.1.21	H6.1.21								
国東町							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
武蔵町							H6.1.21	H6.1.21					H9.3.3	H9.3.20		
安岐町							H6.1.21	H6.1.21					H9.3.3	H9.3.20		
日出町							H9.3.3	H9.3.20					H9.3.3	H9.3.20		
山香町							H6.1.21	H6.1.21								
野津原町							H6.1.21	H6.1.21								
挾間町							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
庄内町							H6.1.21	H6.1.21					H9.3.3	H9.3.20		
湯布院町							H9.3.3	H9.3.20					H9.3.3	H9.3.20		
佐賀関町							H6.1.21	H6.1.21					H9.2.14	H9.3.1		
弥生町							H6.1.21	H6.1.21								
鶴見町							H6.1.21	H6.1.21								
蒲江町							H6.1.21	H6.1.21								
三重町							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
緒方町							H6.1.21	H6.1.21								
大野町							H6.1.21	H6.1.21					H9.3.3	H9.3.20		
犬飼町							H6.1.21	H6.1.21					H9.3.3	H9.3.20		
久住町							H6.1.21	H6.1.21								
九重町							H6.1.21	H6.1.21								
玖珠町							H9.2.14	H9.3.1					H9.2.14	H9.3.1		
三光村							H6.1.21	H6.1.21								
本耶馬溪町							H6.1.21	H6.1.21								
耶馬溪町							H6.1.21	H6.1.21								
山国町							H6.1.21	H6.1.21					S61.3.15	S61.4.1		
院内町							H6.1.21	H6.1.21								
安心院町							H6.1.21	H6.1.21								

* 網がけの市町は、騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域のある18市町

表 騒音6 騒音に係る特定施設別届出数

(平成16年3月31日現在)

特定施設 市町村	金属 加工 機械	空圧 縮機 等	土破 砕機 等	織 機	建設 製造 用資材 機械	穀製 物粉 用機	木機 材加 工機	抄 紙 機	印 刷 機 械	合成 樹脂 射出 成形 機	鑄 造 機 械	特定 施設 数	総 定 工 場 等 数
大分市	622	4,213	318	834	61		333	11	276	14	43	6,725	763
別府市	17	452	2		2		49		121	2		645	180
中津市	176	561	19		11	1	79		37	94	15	993	112
日田市	37	241	4		2		293		33	24		634	131
佐伯市	98	431	45		6		97		57		1	735	86
臼杵市	8	220	1		6		12		15		1	263	42
津久見市	37	511	174		2		3		1			728	25
竹田市		23										23	4
豊後高田市	3	51	1				2		4			61	14
杵築市	7	11								38		56	4
宇佐市	54	33	5		3		8		3	27		133	20
国東町					1		2					3	2
武蔵町	7	11								38		56	4
安岐町		7			1		2			31		41	4
日出町			13	71					4			88	4
佐賀関町	15	7										22	7
三重町		1										1	1
玖珠町		2										2	2
合計	1,081	6,775	582	905	95	1	880	11	551	268	60	11,209	1,405

表 騒音7 騒音に係る特定建設作業別届出数

(平成15年度)

特定 建設作業 市町村	く使用 打す 機等 作業	び使用 うす 打機 作業	さ使用 くす 岩機 作業	空使用 気圧 縮機 作業	コブ ンク リ ー ト 等 を 設 け て 行 う 作 業	バ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る 作 業	ト シ ョ ベ ル を 使 用 す る 作 業	ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る 作 業	合 計
大分市	35		376	4					415
別府市			49	1		3			53
中津市	1		7			4	1		13
日田市	1					2	1		4
佐伯市	3		40	1		35			79
臼杵市	1		1			4			6
津久見市	3		17	1	1	3			25
竹田市						6			6
豊後高田市				1					1
杵築市	1		1	2					4
宇佐市				2					2
湯布院町			2			1			3
弥生町			1			1			2
三重町						1	1		2
合計	45	0	494	12	1	60	3	0	615

表 騒音 8 振動規制基準

(1) 特定工場等

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	時 間 の 区 分
昼 間	60	65	午前8時～午後7時 (ただし、津久見市は午前7時～午後7時)
夜 間	55	60	午後7時～翌日の午前8時 (ただし、津久見市は午後7時～翌日の午前7時)

備考 「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。

「第2種区域」とは、住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域をいう。

(2) 特定建設作業

規制項目	区 域 の 区 分	
	1 号 区 域	2 号 区 域
基 準 値	75デシベル	
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

備考 大分市を除く。

表 騒音9 振動に係る特定施設届出数

(平成16年3月31日現在)

特定施設 市町村	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	ブロックマシン等	木材加工機械	印刷機械	合成樹脂練用又はゴム練用の機械	射出成形機	鋳造型機	特定施設総数	特定工場等総数
大分市	516	525	203	716	29	27	117		24	38	2,195	344
別府市	49	17	2				38		2		108	52
中津市	186	184	13		3	4	14	6	102	4	516	64
日田市	4	98				1			24		127	10
佐伯市	81	64	46			20	13			1	225	48
臼杵市	10	99	1		1	1	5			1	118	35
津久見市	35	106	174								315	20
竹田市		58									58	1
豊後高田市	3	51	1			2	4				61	14
杵築市		9					2				11	1
宇佐市	175	35							20		230	7
武蔵町	7								38		45	3
安岐町		1							31		32	1
佐賀関町	10	3									13	7
三重町		1									1	1
合計	1,076	1,251	440	716	33	55	193	6	241	44	4,055	608

表 騒音10 振動に係る特定建設作業届出数

(平成15年度)

特定建設作業 市町村	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業	ブレーカを使用する作業	合計
大分市	35		2	270	307
別府市			1	42	43
中津市	1			7	8
日田市	1			3	4
佐伯市	3			40	43
臼杵市	3				3
津久見市	5			16	21
杵築市	3				3
宇佐市				1	1
湯布院町				3	3
合計	51	0	3	382	436

表 騒音11 騒音種類別苦情件数

(平成15年度)

騒音の種類 市町村	工場・事業場			建設作業			自動車	航空機	鉄道	営業	拡声機	家庭生活	空ぶかし	その他	合計
	特定工場等	その他	計	特定建設業	その他	計									
大分市	3	48	51	6	9	15	4	1		1	1	2		5	80
別府市		4	4	1	3	4	1					2	1		12
中津市		1	1	1	2	3	1								5
日田市	2	1	3		1	1	1			2		7	1		15
佐伯市	1	5	6	1	1	2						1	1		10
臼杵市			0		1	1									1
津久見市		1	1	1		1									2
宇佐市		2	2			0									2
安岐町			0			0								1	1
庄内町														1	1
合計	6	62	68	10	17	27	7	1	0	3	1	12	3	7	129

表 振動12 振動に係る苦情件数

(平成15年度)

振動の種類 市町村	工場事業場	建設作業	道路交通	鉄道	その他	合計
大分市		3	2			5
別府市	1	1				2
中津市	1					1
佐伯市	1					1
津久見市		1	1			2
合計	3	5	3	0	0	11

表 騒音13 一般環境騒音調査結果

(平成15年度)

市町村名	地域の 類 型	測 定 地点数	環境基準適合地点		時間区分毎の環境基準適合状況			
			地点数	適合率(%)	昼 間		夜 間	
					地点数	適合率(%)	地点数	適合率(%)
大 分 市	A	33	31	94	32	97	32	97
	B	17	16	94	17	100	16	94
	C	2	2	100	2	100	2	100
	計	52	49	94	51	98	50	96
別 府 市	A	5	5	100	5	100	5	100
	B	9	9	100	9	100	9	100
	C	7	6	86	7	100	6	86
	計	21	20	95	21	100	20	95
中 津 市	A	2	2	100	2	100	2	100
	B	5	5	100	5	100	5	100
	C	3	3	100	3	100	3	100
	計	10	10	100	10	100	10	100
日 田 市	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	1	0	0	0	0	0	0
	C	1	1	100	1	100	1	100
	計	3	2	67	2	67	2	67
佐 伯 市	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	-	-	-	-	-	-	-
	計	3	3	100	3	100	3	100
津 久 見 市	A	-	-	-	-	-	-	-
	B	6	3	50	6	100	3	50
	C	7	6	86	6	86	6	86
	計	13	9	69	12	92	9	69
豊後高田市	A	7	0	0	0	0	0	0
	B	1	0	0	0	0	0	0
	C	-	-	-	-	-	-	-
	計	8	0	0	0	0	0	0
杵 築 市	A	4	4	100	4	100	4	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	4	4	100	4	100	4	100
	計	10	10	100	10	100	10	100
宇 佐 市	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	3	3	100	3	100	3	100
	C	1	1	100	1	100	1	100
	計	5	5	100	5	100	5	100
国 東 町	A	2	2	100	2	100	2	100
	B	-	-	-	-	-	-	-
	C	2	2	100	2	100	2	100
	計	4	4	100	4	100	4	100
日 出 町	A	3	3	100	3	100	3	100
	B	1	1	100	1	100	1	100
	C	-	-	-	-	-	-	-
	計	4	4	100	4	100	4	100
佐 賀 関 町	A	2	2	100	2	100	2	100
	B	3	1	33	1	33	0	0
	C	2	1	50	1	50	0	0
	計	7	4	57	4	57	2	29
合 計	A	61	52	85	53	87	53	87
	B	50	42	84	46	92	41	82
	C	29	26	90	27	93	25	86
	計	140	120	86	126	90	119	85

備考 調査は下記の機関による。

大分市環境対策課、別府市環境安全課、中津市生活環境課、日田市環境課、佐伯市生活環境課、津久見市環境保全課、豊後高田市保健衛生課、杵築市保険衛生課、宇佐市環境対策課、国東町保健環境課、日出町生活環境課、佐賀関町環境保全課

表 騒音14 道路に面する地域の騒音測定結果

(平成15年度)

道路名	測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	環境基準類型	騒音規制区分	車線数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
大分自動車道	大分市大石町5丁目3-1A	2004/2/25	2004/2/26	B	2	4	53	46	70	65	75	70
	大分市大字荏隈1-3	2004/2/25	2004/2/26	B	2	4	56	51	70	65	75	70
	大分市大字金谷迫736-1	2004/2/26	2004/2/27	B	2	4	59	48	70	65	75	70
	大分市大字金谷迫775-2	2004/2/26	2004/2/27	B	2	4	58	50	70	65	75	70
国道10号線	大分市生石4丁目3-4	2003/10/7	2003/10/10	C	3	6	75	72	-	-	75	70
							76	72	70	65	-	-
	大分市大字古国府517-1	2003/10/16	2003/10/17	C	3	2	66	62	70	65	75	70
	大分市大字宮崎916-1	2003/12/9	2003/12/12	C	3	4	71	69	-	-	75	70
							70	69	70	65	-	-
	大分市大字中判田1520-1	2003/10/23	2003/10/24	B	2	2	74	* 72	70	65	75	70
	大分市中戸次5882-10	2003/10/23	2003/10/24	C	3	4	68	64	70	65	75	70
	別府市北のヶ浜町	2003/10/16	2003/10/17	C	3	6	68	65	70	65	75	70
	別府市京町11-1	2003/11/17	2003/11/18	C	3	7	69	66	70	65	75	70
	別府市浜町10	2003/11/17	2003/11/18	C	3	6	70	66	70	65	75	70
	中津市下池永436	2003/11/12	2003/11/13	C	3	2	71	68	70	65	75	70
	中津市中央町1-2-10	2003/11/10	2003/11/11	C	3	4	71	67	70	65	75	70
	中津市大字一ツ松223	2003/12/1	2003/12/2	C	3	2	72	68	70	65	75	70
	中津市中央町1丁目2-5	2003/12/1	2003/12/2	C	3	4	69	65	70	65	75	70
	宇佐市大字岩崎1177-1	2004/2/4	2004/2/5	B	2	2	75	* 73	70	65	75	70
	宇佐市大字南宇佐2124-5	2004/3/6	2004/3/7	C	2	2	68	6	70	65	75	70
	宇佐市大字四日市900-4	2004/2/17	2004/2/18	B	2	2	68	66	70	65	75	70
	日出町1855番地	2004/3/12	2004/3/19	C	2	4	* 76	* 71	70	65	75	70
	日出町大字豊岡308番地	2004/3/12	2004/3/19	C	2	4	73	65	70	65	75	70
	日出町大字日出1796	2003/11/13	2003/11/14	C	2	4	70	67	70	65	75	70
国道57号線	竹田市大学会々1257	2004/2/16	2004/2/17	C	3	2	71	67	70	65	75	70
	竹田市大字拜田原212	2004/2/16	2004/2/17	C	3	2	68	63	70	65	75	70
国道197号線	大分市城原457	2003/10/23	2003/10/24	B	2	2	71	66	70	65	75	70

道路名	測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	環境基準類型	騒音規制区分	車線数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
国道197号線	佐賀関町大字志生木25	2003/12/9	2003/12/10	B	2	2	66	56	70	65	75	70
	佐賀関町大字関750-68	2003/12/10	2003/12/11	C	3	2	70	62	70	65	75	70
	佐賀関町大字関2225	2004/3/24	2004/3/25	C	3	2	67	60	70	65	75	70
	佐賀関町大字神崎844	2004/2/24	2004/2/25	B	2	2	54	42	70	65	75	70
国道210号線	大分市大道町4丁目5-30	2003/10/7	2003/10/8	C	3	5	71	68	70	65	75	70
	大分市大字羽屋199-1	2003/12/16	2003/12/19	C	3	6	73	71	-	-	75	70
							73	70	70	65	-	-
	大分市大字田原885	2003/10/9	2003/10/10	B	2	2	71	68	70	65	75	70
	日田市石井3丁目556-1	2004/3/15	2004/3/16	B	2	2	70	68	70	65	75	70
	挾間町大字挾間104-1	2003/11/11	2003/11/12	C	3	2	71	68	70	65	75	70
	挾間町大字挾間742-5	2003/11/11	2003/11/12	C	3	2	74	70	70	65	75	70
	玖珠町塚脇712-3	2004/2/18	2004/2/19	C	3	2	69	66	70	65	75	70
玖珠町山田51-1	2004/2/18	2004/2/19	B	2	2	68	65	70	65	75	70	
国道212号線	日田市玉川町654-7	2004/3/8	2004/3/9	C	3	4	66	61	70	65	75	70
国道213号線	豊後高田市高田2026-1	2004/1/19	2004/1/20	C	3	2	67	61	70	65	75	70
	豊後高田市高田1840-3	2004/1/19	2004/1/20	C	3	2	70	63	70	65	75	70
	豊後高田大字高田1824-3	2004/2/26	2004/2/27	C	3	2	69	61	70	65	75	70
	豊後高田市大字新栄5-2	2004/2/15	2004/2/16	C	3	2	66	60	70	65	75	70
	杵築市大字猪尾76-7	2003/11/20	2003/11/20	B	2	2	73	66	70	65	75	70
	杵築市大字猪尾777	2003/11/20	2003/11/20	C	3	2	63	59	70	65	75	70
	杵築市大字大内4537	2003/11/19	2003/11/19	B	2	2	68	63	70	65	75	70
	杵築市大字杵築665-465	2003/11/19	2003/11/19	B	2	2	59	55	70	65	75	70
	国東町大字小原121-4	2003/11/13	2003/11/14	C	3	2	67	64	70	65	75	70
	国東町大字田深280-2	2003/11/13	2003/11/14	C	3	2	66	59	70	65	75	70
	国東町大字鶴川1905-1	2003/11/13	2003/11/14	C	3	2	64	61	70	65	75	70
	日出町大字川崎1691番地	2004/3/12	2004/3/19	C	2	4	71	66	70	65	75	70
	日出町大字川崎34-2	2003/11/13	2003/11/14	C	2	4	70	63	70	65	75	70

道路名	測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	環境基準類型	騒音規制区分	車線数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
国道217号線	佐伯市大字戸穴311	2003/10/6	2003/10/7	B	2	2	55	46	70	65	75	70
	佐伯市鶴岡町1-1-18	2003/10/20	2003/10/21	C	3	2	68	64	70	65	75	70
	津久見市セメント町15	2003/12/2	2003/12/3	C	3	2	68	60	70	65	75	70
	津久見市中町4-32	2003/12/4	2003/12/5	C	3	2	* 76	70	70	65	75	70
	佐賀関町大字一尺屋2037	2003/12/18	2003/12/19	A	2	2	60	48	70	65	70	65
国道387号線	宇佐市大字樋田20-1	2004/3/1	2004/3/3	C	3	2	64	54	70	65	75	70
国道388号線	佐伯市池船町18-20	2003/10/16	2003/10/17	B	2	2	65	60	70	65	75	70
	佐伯市駅前2-4-26	2003/10/9	2003/10/10	C	3	5	62	56	70	65	75	70
	佐伯市中村南町1-1	2003/10/23	2003/10/24	C	3	2	67	60	70	65	75	70
国道442号線	大分市大字奥田442	2003/10/7	2003/10/8	C	3	3	70	65	70	65	75	70
	大分市大字木上431-8	2003/10/9	2003/10/10	B	2	2	65	58	70	65	75	70
国道500号線	別府市石垣東10丁目7-6	2003/9/30	2003/10/1	C	3	4	64	58	70	65	75	70
県道大分白杵線	大分市錦町2丁目11-22	2003/10/21	2003/10/22	C	3	5	65	60	70	65	75	70
	大分市明野北1丁目2	2003/10/21	2003/10/22	A	2	3	65	61	70	65	70	65
県道大分港線	大分市中島東3丁目3-19	2003/10/7	2003/10/8	C	3	6	72	67	70	65	75	70
	大分市向原西2丁目1-31	2003/10/21	2003/10/22	C	3	6	73	68	70	65	75	70
県道中津高田線	中津市豊田町14-38	2003/11/7	2003/11/8	C	3	4	62	58	70	65	75	70
	中津市中殿512	2003/11/5	2003/11/6	C	3	2	69	64	70	65	75	70
	中津市中殿571	2003/11/6	2003/11/7	C	3	2	68	62	70	65	75	70
	宇佐市大字長洲675	2004/2/24	2004/2/25	C	3	2	64	56	70	65	75	70
県道豊後高田国東線	国東町大字田深741	2003/11/13	2003/11/14	B	2	2	62	56	70	65	75	70
県道豊後高田安岐線	豊後高田大字高田1337-5	2004/2/21	2004/2/22	C	3	2	64	54	70	65	75	70
県道佐伯津久見線	津久見市大字津久見808	2003/12/8	2003/12/9	B	2	2	67	60	70	65	75	70
県道宇佐本耶馬溪線	宇佐市大字川部841-1	2004/2/20	2004/2/22	B	2	2	69	62	70	65	75	70
県道日田玖珠線	日田市上城内町1119-4	2004/2/12	2004/2/13	C	3	2	64	55	70	65	75	70
県道別府庄内線	別府市光町22番25号	2003/10/9	2003/10/10	C	3	2	64	57	70	65	75	70
県道中津吉富線	中津市殿町1385	2003/11/4	2003/11/5	C	3	2	66	60	70	65	75	70

道路名	測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	環境基準類型	騒音規制区分	車線数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
県道 中津吉富線	中津市宮夫58 - 1	2003/11/11	2003/11/12	A	2	2	66	60	70	65	70	65
県道 東下中津線	中津市上宮永299	2003/11/17	2003/11/18	A	2	2	64	54	70	65	70	65
県道 鶴崎大南線	大分市大字森500	2003/10/23	2003/10/24	C	3	2	67	61	70	65	75	70
県道 別府山香線	別府市馬場1組1	2003/10/30	2003/10/31	C	2	2	58	52	70	65	75	70
県道 藤原杵築線	杵築市大字杵築740	2003/11/19	2003/11/19	C	3	2	67	59	70	65	75	70
	杵築市大字杵築878	2003/11/20	2003/11/20	B	2	2	66	57	70	65	75	70
県道 万田四日市線	中津市大悟法631 - 6	2003/11/14	2003/11/15	C	3	2	67	60	70	65	75	70
県道 田尻臨海線	中津市田尻1101	2003/11/13	2003/11/14	B	2	2	70	64	70	65	75	70
県道 松岡日岡線	大分市明野東3丁目 19 - 5	2003/10/21	2003/10/22	A	1	2	65	58	70	65	70	65
県道 別府湯布院線	湯布院町川上3636 - 1	2003/12/ 3	2003/12/ 4	B	2	2	72	64	70	65	75	70
	湯布院町川上3066 - 1	2003/12/ 3	2003/12/ 4	C	3	2	69	63	70	65	75	70
市道 下郡宮崎大通り線	大分市大字片島351	2003/10/ 9	2003/10/10	C	3	4	74	70	70	65	75	70
市道 富士見通鳥居線	別府市幸町2 - 6	2003/10/23	2003/10/24	C	3	4	66	59	70	65	75	70
市道 山田関の江線	別府市石垣東1丁目6 - 24	2003/ 9 /25	2003/ 9 /26	C	3	4	66	58	70	65	75	70
市道 大原日田線	日田市田島2丁目6 - 1	2004/ 3 /24	2003/ 3 /26	C	3	2	59	51	65	60	75	70
市道 玉津海岸線	豊後高田市大字御玉 94	2004/ 2 /22	2004/ 2 /23	B	2	2	58	48	65	60	75	70
市道 市駅錦江橋線	杵築市大字杵築133	2003/11/19	2003/11/19	C	2	2	48	40	65	60	75	70
市道 本町田平線	杵築市大字南杵築 299	2003/11/20	2003/11/20	C	2	2	48	41	65	60	75	70
市道117号線 (四日市樋田線)	宇佐市大字闇395	2004/ 3 / 3	2004/ 3 / 5	C	3	2	67	63	65	60	75	70
市道120号線 (八幡四日市線)	宇佐市大字四日市65	2004/ 2 /16	2004/ 2 /17	C	3	2	62	58	65	60	75	70
市道243号線 (神子山海岸線)	宇佐市大字紙子山新 田39 - 10	2004/ 2 /10	2004/ 2 /11	B	2	2	59	49	65	60	75	70
町道 日出中央線	日出町2519番地	2004/ 3 / 7	2004/ 3 /19	C	2	2	67	61	65	60	75	70
町道 金山・秋の江線	佐賀関町大字関2178	2004/ 3 /29	2004/ 3 /20	C	3	2	62	55	65	60	75	70

- 備考 1 調査は下記の機関による大分市環境対策課、別府市環境安全課、中津市生活環境課、日田市環境課、佐伯市生活環境課、津久見市環境保全課、豊後高田市保健衛生課、杵築市保険衛生課、宇佐市環境対策課、国東町保健環境課、日出町生活環境課、佐賀関町環境保全課
- 2 ネットワーク部分は大分県環境保全課の常時監視測定結果である。
- 3 は環境基準値を超過するもの。 は要請限度を超過する騒音レベルを示す。
(要請限度は3日間の測定で評価を行わなければならないため、*を付したものは参考までの評価とする)
- 4 日出町生活環境課による調査は3月12日に昼間の測定を、3月19日に夜間の測定を実施したものの。

表 騒音15 航空機騒音実態調査結果

(平成15年度)

調査地点	調査場所	地域類型	調査結果(単位 W E C P N L)
No.1	武蔵町大字古市367		63
No.2	武蔵町大字系原3185 - 2		67
No.3	安岐町大字下原629 - 1		63
No.4	武蔵町大字内田1677		52
No.5	武蔵町大字系原490		56
No.6	安岐町大字下原2973 - 1		55
No.7	安岐町大字塩屋1754		54

表 悪臭16 悪臭に係る苦情件数

(平成15年度)

発生源区分 市町村	畜産農業	資製造 料・肥工場	食品製造工場	化学工場	そ製造 の他工場	サそ ービの ス業他	移動発生源	建設作業現場	下水用水	ゴミ集積所	個人住宅・寮	不 明	野 外 焼 却	合 計
	大分市	6		1	1	4	18		4	6		14	16	8
別府市	2					3			3				8	16
中津市	1				1	1		1	3		1		11	19
日田市	5		1		1				1		3	1		12
佐伯市				1	2			1	3		1	1	14	23
臼杵市													3	3
津久見市	1								1		1			3
豊後高田市	2					1			2				1	6
宇佐市	2		1										6	9
庄内町	2												1	3
佐賀関町													7	7
三重町													5	5
三光村	1													1
合計	22	0	3	2	8	23	0	6	19	0	20	18	64	185

表 悪臭17 六段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱い臭い(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 悪臭18 かおり風景100選選定地点（県内）

市 町 村	名 称
別 府 市	別府八湯の湯けむり
野 津 原 町	大分野津原香りの森
白 杵 市 竹 田 市	白杵・竹田の城下町のカボス
久 住 町 九 重 町	くじゅう四季の草原 野焼きのかおり

表 悪臭19 悪臭防止法に基づく規制基準

1 敷地境界線の地表における規制基準

(単位：ppm)

悪 臭 物 質	規制基準	悪 臭 物 質	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

2 排出口における規制基準

特定悪臭物質(＊)の種類ごとに次の式により算出した流量

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m$$

q 悪臭物質の流量(0、1気圧でのm³/時)
 H e 補正された気体排出口の高さ(m)
 C m 敷地境界における規制基準(ppm)

＊ アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

図 悪臭20 畜産環境保全指導体制

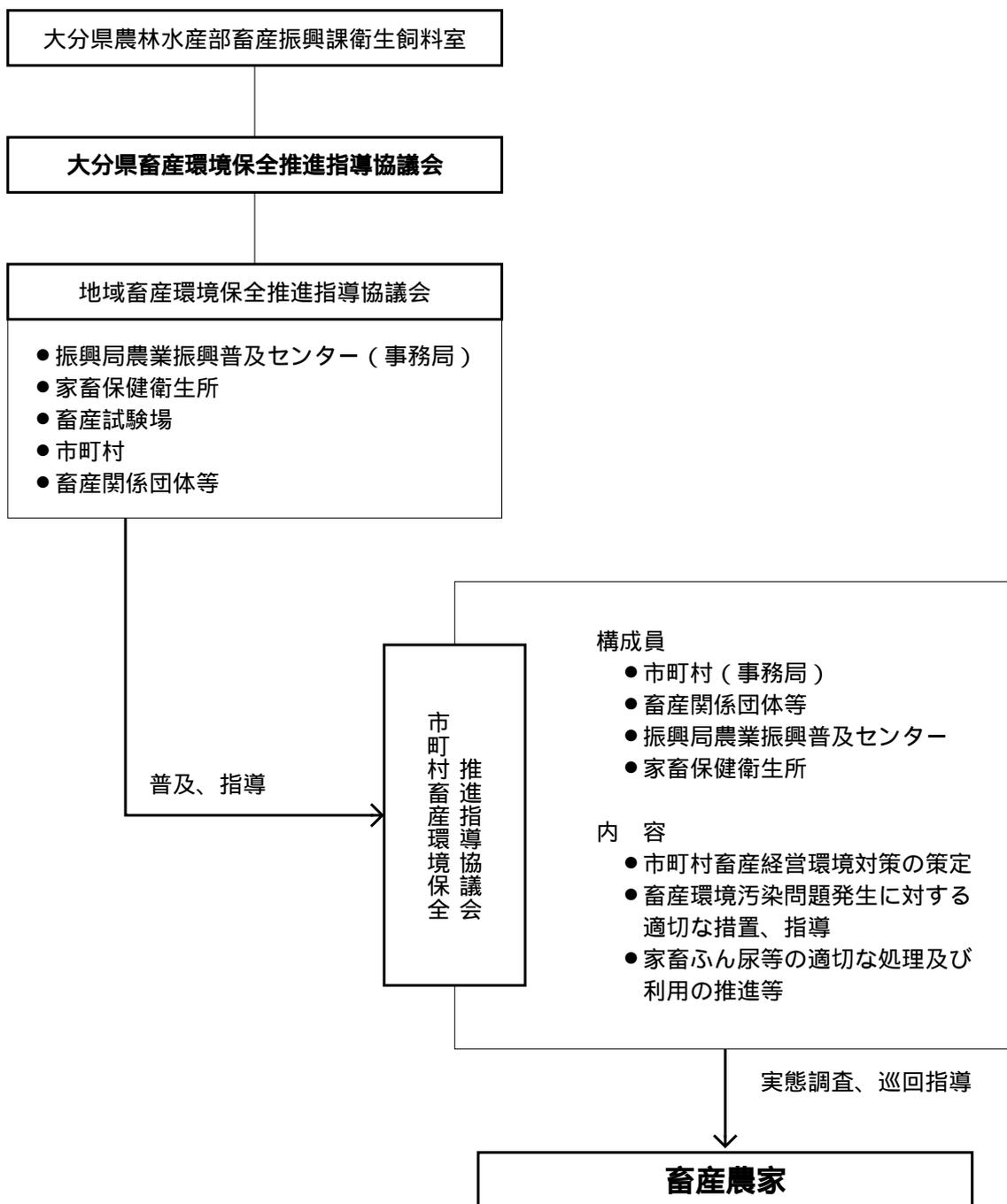
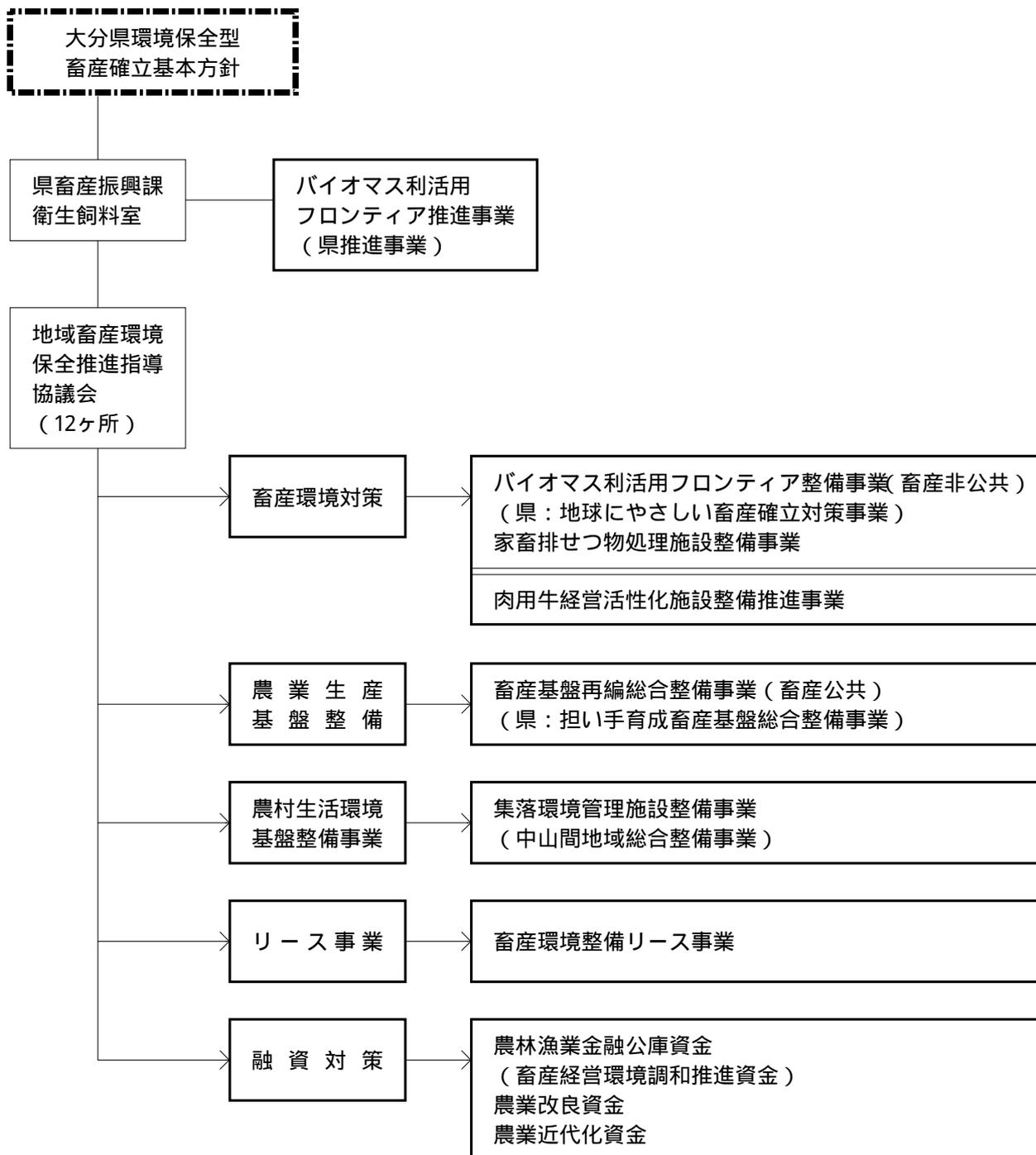


図 悪臭21 畜産環境対策推進体制



6 廃棄物関係資料

表6-1 種類別・発生及び処理・処分状況

(単位: t/年)

区分 種類	発生量 (A)	有償 物量 (B)	排出量 (C)	自己中間処理量							自己未処理量					搬出量 (H)	自己最終処分量			
				自己中間処理後量 (E)	(自己中間処理後の処理内訳)				再 生 利用量 (G)	(自己未処理の処理内訳)				(処理先地域の内訳)						
					再 生 利用量 (E1)	自己最終 処分量 (E2)	委託中間 処理量 (E3)	委託直接 最終処分量 (E4)		その 他量 (E5)	再 生 利用量 (G1)	自己最終 処分量 (G2)	委託中間 処理量 (G3)	委託直接 最終処分量 (G4)	その 他量 (G5)		県内 (I1)	県外 (I2)		
合計	7,679,589	4,056,388	3,623,201	2,664,008	1,121,144	1,006,517	12,508	90,292	11,827	0	959,193	786	51,327	823,512	82,767	801	1,073,034	63,835	63,835	0
燃え殻	13,703	812	12,891	0	0	0	0	0	0	0	12,891	0	0	12,814	77	0	12,891	0	0	0
汚泥	1,640,885	319,883	1,321,002	1,253,601	87,677	1,889	12,248	66,144	7,396	0	67,401	294	23,866	40,479	2,762	0	152,895	36,114	36,114	0
有機性汚泥	998,493	1,518	996,975	987,787	52,639	1,820	0	45,386	5,433	0	9,188	0	1,141	7,849	198	0	60,007	1,141	1,141	0
無機性汚泥	642,392	318,365	324,027	265,814	35,038	69	12,248	20,758	1,963	0	58,213	294	22,725	32,630	2,564	0	92,888	34,973	34,973	0
廃油	22,617	150	22,467	8,327	878	379	0	499	0	0	14,140	0	0	14,051	89	0	14,639	0	0	0
一般廃油	19,513	150	19,363	8,246	838	379	0	459	0	0	11,117	0	0	11,029	88	0	11,576	0	0	0
廃溶剤	2,245	0	2,245	10	0	0	0	0	0	0	2,235	0	0	2,235	0	0	2,235	0	0	0
固形油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
油でい	662	0	662	70	40	0	0	40	0	0	592	0	0	592	0	0	632	0	0	0
油付着物類	197	0	197	1	0	0	0	0	0	0	196	0	0	195	1	0	196	0	0	0
廃酸	88,894	5	88,889	74,066	16,319	1,087	0	12,632	2,600	0	14,823	0	0	14,706	117	0	30,055	0	0	0
廃アルカリ	53,444	0	53,444	47,582	1,781	1,778	0	3	0	0	5,862	430	0	5,432	0	0	5,435	0	0	0
廃プラスチック類	43,442	691	42,751	10,408	1,317	107	0	978	232	0	32,343	0	6	26,270	5,266	801	33,553	6	6	0
廃プラスチック	39,112	643	38,469	10,408	1,317	107	0	978	232	0	28,061	0	6	22,176	5,078	801	29,271	6	6	0
廃タイヤ	4,330	48	4,282	0	0	0	0	0	0	0	4,282	0	0	4,094	188	0	4,282	0	0	0
紙くず	2,840	0	2,840	3	0	0	0	0	0	0	2,837	0	0	2,567	270	0	2,837	0	0	0
木くず	96,537	11,882	84,655	6,079	816	384	5	142	285	0	78,576	0	7	74,018	4,551	0	79,008	12	12	0
繊維くず	1,933	0	1,933	362	29	0	15	0	14	0	1,571	0	0	1,534	37	0	1,600	15	15	0
動植物性残さ	32,908	6,176	26,732	12,121	8,130	806	0	7,089	235	0	14,611	40	7	11,512	3,052	0	21,895	7	7	0
ゴムくず	367	0	367	2	0	0	0	0	0	0	365	0	0	53	312	0	365	0	0	0
金属くず	53,776	23,259	30,517	72	72	0	0	72	0	0	30,445	0	6	27,309	3,130	0	30,517	6	6	0
ガラス陶磁器くず	46,504	9	46,495	3,396	3,396	624	240	1,698	834	0	43,099	7	789	25,364	16,939	0	45,864	1,029	1,029	0
鉱さい	3,315,599	3,293,000	22,599	0	0	0	0	0	0	0	22,599	0	19,202	3,358	39	0	22,599	19,202	19,202	0
がれき類	620,347	1,801	618,546	11,916	11,916	10,658	0	1,033	225	0	606,630	15	0	560,489	46,126	0	607,873	0	0	0
コンクリート片	343,111	476	342,635	7,487	7,487	7,094	0	168	225	0	335,148	15	0	310,290	24,843	0	335,526	0	0	0
廃アスファルト	229,764	1,325	228,439	4,429	4,429	3,564	0	865	0	0	224,010	0	0	217,158	6,852	0	224,875	0	0	0
その他	47,472	0	47,472	0	0	0	0	0	0	0	47,472	0	0	33,041	14,431	0	47,472	0	0	0
ばいじん	408,266	398,720	9,546	36	1	0	0	1	0	0	9,510	0	7,444	2,066	0	0	9,511	7,444	7,444	0
動物のふん尿	1,236,007	0	1,236,007	1,236,007	988,805	988,805	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	1,520	0	1,520	30	7	0	0	1	6	0	1,490	0	0	1,490	0	0	1,497	0	0	0

*平成13年度大分県産業廃棄物実態調査報告書による

(単位: t / 年)

区 分 種 類	委 託 処理量 (K)	委託処理量の内訳														再 生 利用量 (R)	最終処分量				その他 量 (J)	資源 化量 (S)
		委託直接最終処分量						委託中間処理量									(処理主体の内訳)					
		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		委託中間処理後量		事業者	自治体	処理業者								
		処理業者	自治体	県内	県外	処理業者	自治体	県内	県外	(委託処理後の処理内訳)												
(O1)	(O2)	(O1)	(O2)	(L1)	(L2)	(L1)	(L2)	(M)	(M1)	(M2)	再生利用量	最終処分量										
合 計	1,008,398	94,594	81,490	13,104	81,631	12,963	913,804	909,423	4,381	827,711	86,093	805,841	712,993	92,848	1,720,296	251,277	63,835	13,569	173,873	801	5,776,684	
燃 え 殻	12,891	77	34	43	74	3	12,814	12,814	0	12,728	86	12,814	12,630	184	12,630	261	0	43	218	0	13,442	
汚 泥	116,781	10,158	10,109	49	2,676	7,482	106,623	106,541	82	84,941	21,682	73,542	69,774	3,768	71,957	50,040	36,114	131	13,795	0	391,840	
有機性汚泥	58,866	5,631	5,631	0	337	5,294	53,235	53,153	82	50,033	3,202	39,161	38,577	584	40,397	7,356	1,141	82	6,133	0	41,915	
無機性汚泥	57,915	4,527	4,478	49	2,339	2,188	53,388	53,388	0	34,908	18,480	34,381	31,197	3,184	31,560	42,684	34,973	49	7,662	0	349,925	
廃 油	14,639	89	18	71	71	18	14,550	14,538	12	8,611	5,939	5,347	5,098	249	5,477	338	0	71	267	0	5,627	
一般廃油	11,576	88	18	70	70	18	11,488	11,476	12	6,599	4,889	3,824	3,645	179	4,024	267	0	70	197	0	4,174	
廃 溶 剤	2,235	0	0	0	0	0	2,235	2,235	0	1,851	384	892	839	53	839	53	0	0	53	0	839	
固 形 油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
油 で い	632	0	0	0	0	0	632	632	0	99	533	604	603	1	603	1	0	0	1	0	603	
油付着物類	196	1	0	1	1	0	195	195	0	62	133	27	11	16	11	17	0	1	16	0	11	
廃 酸	30,055	2,717	2,717	0	0	2,717	27,338	27,338	0	7,824	19,514	12,938	12,435	503	13,522	3,220	0	0	3,220	0	13,527	
廃 アルカリ	5,435	0	0	0	0	0	5,435	5,432	3	1,840	3,595	1,896	1,872	24	4,080	24	0	3	21	0	4,080	
廃プラスチック類	32,746	5,498	5,272	226	5,019	479	27,248	27,029	219	18,802	8,446	16,833	11,240	5,593	11,347	11,097	6	247	10,844	801	12,038	
廃プラスチック	28,464	5,310	5,084	226	4,832	478	23,154	22,935	219	15,260	7,894	13,332	8,090	5,242	8,197	10,558	6	247	10,305	801	8,840	
廃タイヤ	4,282	188	188	0	187	1	4,094	4,094	0	3,542	552	3,501	3,150	351	3,150	539	0	0	539	0	3,198	
紙 く ず	2,837	270	234	36	258	12	2,567	2,385	182	2,469	98	727	564	163	564	433	0	54	379	0	564	
木 く ず	78,996	4,836	2,544	2,292	4,836	0	74,160	72,750	1,410	67,925	6,235	43,452	40,186	3,266	40,570	8,114	12	2,433	5,669	0	52,452	
織 維 く ず	1,585	51	36	15	51	0	1,534	985	549	1,391	143	502	337	165	337	231	15	68	148	0	337	
動植物性残さ	21,888	3,287	3,284	3	2,153	1,134	18,601	17,122	1,479	15,885	2,716	16,101	15,871	230	16,717	3,524	7	150	3,367	0	22,893	
ゴ ム く ず	365	312	310	2	307	5	53	53	0	53	0	34	1	33	1	345	0	2	343	0	1	
金 属 く ず	30,511	3,130	2,422	708	2,803	327	27,381	27,047	334	20,296	7,085	27,381	23,105	4,276	23,105	7,412	6	708	6,698	0	46,364	
ガラス陶磁器くず	44,835	17,773	16,132	1,641	17,376	397	27,062	26,993	69	24,398	2,664	27,062	22,069	4,993	22,700	23,795	1,029	1,641	21,125	0	22,709	
鋳 さ い	3,397	39	39	0	39	0	3,358	3,358	0	2,018	1,340	3,358	1,976	1,382	1,976	20,623	19,202	0	1,421	0	3,294,976	
が れ き 類	607,873	46,351	38,333	8,018	45,962	389	561,522	561,481	41	556,097	5,425	561,522	493,649	67,873	504,322	114,224	0	8,018	106,206	0	506,123	
コンクリート片	335,526	25,068	19,309	5,759	24,679	389	310,458	310,417	41	308,236	2,222	310,458	280,252	30,206	287,361	55,274	0	5,759	49,515	0	287,837	
廃アスファルト	224,875	6,852	6,844	8	6,852	0	218,023	218,023	0	214,820	3,203	218,023	211,717	6,306	215,281	13,158	0	8	13,150	0	216,606	
そ の 他	47,472	14,431	12,180	2,251	14,431	0	33,041	33,041	0	33,041	0	33,041	1,680	31,361	1,680	45,792	0	2,251	43,541	0	1,680	
ば い じ ん	2,067	0	0	0	0	0	2,067	2,067	0	1,537	530	2,067	2,063	4	2,063	7,448	7,444	0	4	0	400,783	
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	988,805	0	0	0	0	0	988,805	
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
感染性廃棄物	1,497	6	6	0	6	0	1,491	1,490	1	896	595	265	123	142	123	148	0	0	148	0	123	

* 平成13年度大分県産業廃棄物実態調査報告書による

表6-2 地域別 - 排出及び処理状況

(単位: t/年)

区分 種類	発生量 (A)	有償 物量 (B)	排出量 (C)	自己中間処理量							自己未処理量					搬出量 (H)	自己最終処分量			
				自己中間処理後量							自己未処理の処理内訳						(処理先地域の内訳)			
				(自己中間処理後の処理内訳)							(自己未処理の処理内訳)						県内 (I1)	県外 (I2)		
				再生 利用量 (E1)	自己最終 処分量 (E2)	委託中間 処理量 (E3)	委託直接 最終処分量 (E4)	その他 (E5)	再生 利用量 (G1)	自己最終 処分量 (G2)	委託中間 処理量 (G3)	委託直接 最終処分量 (G4)	その他 (G5)							
合計	7,679,589	4,056,388	3,623,201	2,664,008	1,121,144	1,006,517	12,508	90,292	11,827	0	959,193	786	51,327	823,512	82,767	801	1,073,034	63,835	63,835	0
県北地域	479,294	3,145	476,149	379,237	230,150	204,515	1,247	21,077	3,311	0	96,912	40	20	91,146	5,585	121	122,507	1,267	1,267	0
別杵国東地域	420,365	7,016	413,349	297,984	150,875	135,779	2	14,565	529	0	115,365	0	10	102,888	12,264	203	130,461	12	12	0
大分臼津地域	5,739,380	4,026,550	1,712,830	1,204,486	153,816	87,721	11,244	47,846	7,005	0	508,344	739	30,965	432,895	43,462	283	573,700	42,209	42,209	0
県南地域	132,190	7,909	124,281	71,582	41,591	39,588	15	1,978	10	0	52,699	0	0	46,902	5,633	164	54,702	15	15	0
大野直入地域	467,663	2,030	465,633	395,397	316,923	313,927	0	2,231	765	0	70,236	7	1,103	60,726	8,379	21	73,225	1,103	1,103	0
日田玖珠地域	440,697	9,738	430,959	315,322	227,789	224,987	0	2,595	207	0	115,637	0	19,229	88,955	7,444	9	118,439	19,229	19,229	0

*平成13年度大分県産業廃棄物実態調査報告書による

(単位: t/年)

区分 種類	委託 処理量 (K)	委託処理量の内訳										再生 利用量 (R)	最終処分量			その他 量 (J)	資源 化量 (S)				
		委託直接最終処分量						委託中間処理量					(処理主体の内訳)								
		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)				(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)			(委託処理後の処理内訳)								
		処理業者 (O1)	自治体 (O2)	県内 (O1)	県外 (O2)	処理業者 (L1)	自治体 (L2)	県内 (L1)	県外 (L2)	再生利用量 (M1)	最終処分量 (M2)		事業者 (Q1)	自治体 (Q2)	処理業者 (Q3)						
合計	1,008,398	94,594	81,490	13,104	81,631	12,963	913,804	909,423	4,381	827,711	86,093	805,841	712,993	92,848	1,720,296	251,277	63,835	13,569	173,873	801	5,776,684
県北地域	121,119	8,896	8,873	23	4,749	4,147	112,223	111,871	352	68,387	43,836	92,226	85,574	6,652	290,129	16,815	1,267	131	15,417	121	293,274
別杵国東地域	130,246	12,793	12,666	127	12,579	214	117,453	116,935	518	110,333	7,120	97,676	91,413	6,263	227,192	19,068	12	170	18,886	203	234,208
大分臼津地域	531,208	50,467	37,729	12,738	43,426	7,041	480,741	477,546	3,195	458,418	22,323	431,979	366,700	65,279	455,160	157,955	42,209	13,024	102,722	283	4,481,710
県南地域	54,523	5,643	5,642	1	5,398	245	48,880	48,875	5	47,693	1,187	43,957	39,128	4,829	78,716	10,487	15	1	10,471	164	86,625
大野直入地域	72,101	9,144	9,092	52	9,134	10	62,957	62,867	90	62,615	342	55,369	47,845	7,524	361,779	17,771	1,103	60	16,608	21	363,809
日田玖珠地域	99,201	7,651	7,488	163	6,345	1,306	91,550	91,329	221	80,265	11,285	84,634	82,333	2,301	307,320	29,181	19,229	183	9,769	9	317,058

*平成13年度大分県産業廃棄物実態調査報告書による

(単位: t/年)

表6-3 業種(大分類)別・種類別 - 排出量

区分 種類	合計 (A)	農業 (B)	漁業 (C)	鉱業 (D)	建設業 (E)	製造業 (F)	電気・水道業 (G)	運輸業 (H)	卸・小売業 (I)	サービス業 (J)
合計	3,623,201	1,237,853	1,725	35,457	711,074	1,131,732	482,258	1,892	12,688	8,522
燃え殻	12,891					12,799	91			1
汚泥	1,321,002			16,252	10,186	809,916	481,695	397	1,489	1,067
有機性汚泥	996,975					567,195	429,478		56	246
無機性汚泥	324,027			16,252	10,186	242,721	52,217	397	1,433	821
廃油	22,467		410	4	10	14,935	44	357	5,649	1,058
一般廃油	19,363		410	4	10	11,875	28	357	5,649	1,030
廃溶剤	2,245					2,209	15			21
固形油										
油でい	662					661	1			
油付着物類	197					190				7
廃酸	88,889					88,472	3			414
廃アルカリ	53,444					53,042				402
廃プラスチック類	42,751	1,846	715	1	6,802	27,025	207	931	3,422	1,802
廃プラスチック	38,469	1,846	715		6,802	26,986	207	36	741	1,136
廃タイヤ	4,282			1		39		895	2,681	666
紙くず	2,840				2,024	816				
木くず	84,655				59,787	24,868				
繊維くず	1,933				523	1,410				
動植物性残さ	26,732					26,732				
ゴムくず	367				9	308		1		49
金属くず	30,517		600		7,309	18,625	1	190	2,042	1,750
ガラス陶磁器くず	46,495				7,597	38,294	83	16	86	419
鉱さい	22,599			19,200		3,387	12			
がれき類	618,546				616,827	1,571	107			41
コンクリート片	342,635				342,023	585				27
廃アスファルト	228,439				227,590	849				
その他	47,472				47,214	137	107			14
ばいじん	9,546					9,531	15			
動物のふん尿	1,236,007	1,236,007								
動物の死体										
感染性廃棄物	1,520					1				1,519

*平成13年度大分県産業廃棄物実態調査報告書による

7 自然環境関係資料

表7-1 市町村別自然公園面積調 (平成16年3月31日現在)

単位：ha 海面普通地域を除く

	阿蘇くじゅう国立公園						瀬戸内海国立公園					
	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計
大分市						0.0	146.0		183.0			329.0
別府市		95.0	2,020.0			2,115.0						0.0
中津市						0.0						0.0
日田市						0.0						0.0
佐伯市						0.0						0.0
臼杵市						0.0						0.0
津久見市						0.0						0.0
竹田市						0.0						0.0
豊後高田市						0.0		132.0				132.0
杵築市						0.0						0.0
宇佐市						0.0						0.0
大田村						0.0						0.0
真玉町						0.0		230.0				230.0
香々地町						0.0		374.0		70.0		444.0
国見町						0.0		361.0		278.0		639.0
姫島村						0.0		76.0		430.0		506.0
国東町						0.0		450.0				450.0
武蔵町						0.0						0.0
安岐町						0.0		95.0				95.0
日出町						0.0						0.0
山香町						0.0						0.0
野津原町						0.0						0.0
挾間町						0.0						0.0
庄内町		157.0	276.0	106.0	893.0	1,432.0						0.0
湯布院町		87.0	1,405.0	139.0		1,631.0						0.0
佐賀関町						0.0	24.0	84.0				108.0
上浦町						0.0						0.0
弥生町						0.0						0.0
本匠村						0.0						0.0
宇目町						0.0						0.0
直川村						0.0						0.0
鶴見町						0.0						0.0
米水津村						0.0						0.0
蒲江町						0.0						0.0
野津町						0.0						0.0
三重町						0.0						0.0
清川村						0.0						0.0
緒方町						0.0						0.0
朝地町						0.0						0.0
大野町						0.0						0.0
千歳村						0.0						0.0
犬飼町						0.0						0.0
荻町						0.0						0.0
久住町	1,097.0	1,092.0	832.0	1,752.0	1,880.0	6,653.0						0.0
直入町					172.0	172.0						0.0
九重町	91.0	771.0	2,977.0	1,549.0	917.0	6,305.0						0.0
玖珠町			2.0			2.0						0.0
前津江村						0.0						0.0
中津江村						0.0						0.0
上津江村						0.0						0.0
大山町						0.0						0.0
天瀬町						0.0						0.0
三光村						0.0						0.0
本耶馬溪町						0.0						0.0
耶馬溪町						0.0						0.0
山国町						0.0						0.0
院内町						0.0						0.0
安心院町						0.0						0.0
計	1,188.0	2,202.0	7,512.0	3,546.0	3,862.0	18,310.0	146.0	24.0	1,985.0	0.0	778.0	2,933.0

単位：ha 海面普通地域を除く

	耶馬日田英彦山国定公園						祖母嶺国定公園				
	特別保護地 区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	特別保護地 区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	計
大分市						0.0					0.0
別府市						0.0					0.0
中津市						0.0					0.0
日田市			901.2	1,090.4	4,297.5	6,289.1					0.0
佐伯市						0.0					0.0
臼杵市						0.0					0.0
津久見市						0.0					0.0
竹田市						0.0	116.0		1,334.0		1,450.0
豊後高田市						0.0					0.0
杵築市						0.0					0.0
宇佐市			100.8		725.5	826.3					0.0
大田村						0.0					0.0
真玉町						0.0					0.0
香々地町						0.0					0.0
国見町						0.0					0.0
姫島村						0.0					0.0
国東町						0.0					0.0
武蔵町						0.0					0.0
安岐町						0.0					0.0
日出町						0.0					0.0
山香町						0.0					0.0
野津原町						0.0					0.0
挾間町						0.0					0.0
庄内町						0.0					0.0
湯布院町						0.0					0.0
佐賀関町						0.0					0.0
上浦町						0.0					0.0
弥生町						0.0					0.0
本匠村						0.0		23.0	112.0		135.0
宇目町						0.0	452.0		3,581.0		4,033.0
直川村						0.0					0.0
鶴見町						0.0					0.0
米水津村						0.0					0.0
蒲江町						0.0					0.0
野津町						0.0					0.0
三重町						0.0	43.0		1,406.0		1,449.0
清川村						0.0			55.0		55.0
緒方町						0.0	593.0	323.0	60.0	2,142.0	3,118.0
朝地町						0.0					0.0
大野町						0.0					0.0
千歳村						0.0					0.0
犬飼町						0.0					0.0
荻町						0.0					0.0
久住町						0.0					0.0
直入町						0.0					0.0
九重町		260.6	2,390.4		3,842.0	6,493.0					0.0
玖珠町	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6					0.0
前津江村						0.0					0.0
中津江村						0.0					0.0
上津江村						0.0					0.0
大山町					912.0	912.0					0.0
天瀬町			525.6		1,442.4	1,968.0					0.0
三光村				178.8	546.6	725.4					0.0
本耶馬溪町			1,584.9	3.6	4,827.5	6,416.0					0.0
耶馬溪町	49.6		2,572.4	2,690.0	12,947.0	18,259.0					0.0
山国町			1,114.1	4,303.4	6,542.5	11,960.0					0.0
院内町			651.6		1,417.5	2,069.1					0.0
安心院町						0.0					0.0
計	147.5	447.0	13,108.9	9,563.6	51,505.5	74,772.5	593.0	934.0	83.0	8,630.0	10,240.0

単位：ha 海面普通地域を除く

	日豊海岸国定公園					国東半島県立自然公園				県立自然公園				
	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	海中公園	計	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	豊後水道 普通地域	神角寺芹川 普通地域	津江山系 普通地域	祖母傾 普通地域
大分市						0.0				0.00				
別府市						0.0				0.00				
中津市						0.0				0.00				
日田市						0.0				0.00			1,201.0	
佐伯市		2.9	62.3	94.9		160.1				0.00	843.7			
臼杵市			186.6	40.5		227.1				0.00	918.1			
津久見市		5.6	153.2	199.1		357.9				0.00	3,086.5			
竹田市						0.0				0.00				861.56
豊後高田市						0.0	759.00	2,168.00	2,751.91	5,678.91				
杵築市						0.0	59.00	42.00	384.90	485.90				
宇佐市						0.0			498.00	498.00				
大田村						0.0	185.00	439.00	42.93	666.93				
真玉町						0.0	265.00	809.00	637.15	1,711.15				
香々地町						0.0	135.00	259.00	145.89	539.89				
国見町						0.0	313.00	1,049.00	530.10	1,892.10				
姫島村						0.0				0.00				
国東町						0.0	358.00	1,563.00	848.44	2,769.44				
武蔵町						0.0	20.00	25.00	228.47	273.47				
安岐町						0.0	8.00	240.00	212.92	460.92				
日出町						0.0				0.00				
山香町						0.0	262.00	115.47	237.00	614.47				
野津原町						0.0				0.00		2,348.0		
挾間町						0.0				0.00				
庄内町						0.0				0.00		1,371.0		
湯布院町						0.0				0.00				
佐賀関町			266.7			266.7				0.00				
上浦町			208.7	39.8		248.5				0.00	1,330.5			
弥生町			72.5			72.5				0.00				
本匠村						0.0				0.00				
宇目町						0.0				0.00				1,497.14
直川村						0.0				0.00				
鶴見町	4.5	54.5	82.5	50.0		191.5				0.00	1,067.0			
米水津村	6.1	47.8	585.7			639.6				0.00	91.0			
蒲江町	18.9	155.0	1,909.3	46.7	(33.5)	2,129.9				0.00	934.7			
野津町						0.0				0.00				
三重町						0.0				0.00				5,663.70
清川村						0.0				0.00				2,090.35
緒方町						0.0				0.00				4,011.20
朝地町						0.0				0.00	1,897.0			
大野町						0.0				0.00	1,872.5			
千歳村						0.0				0.00				
犬飼町						0.0				0.00				
荻町						0.0				0.00				
久住町						0.0				0.00				
直入町						0.0				0.00	2,577.0			
九重町						0.0				0.00				
玖珠町						0.0				0.00				
前津江村						0.0				0.00			5,518.0	
中津江村						0.0				0.00			7,056.0	
上津江村						0.0				0.00			2,396.0	
大山町						0.0				0.00			75.0	
天瀬町						0.0				0.00				
三光村						0.0				0.00				
本耶馬溪町						0.0				0.00				
耶馬溪町						0.0				0.00				
山国町						0.0				0.00				
院内町						0.0				0.00				
安心院町						0.0				0.00				
計	29.5	265.8	3,527.5	471.0	(33.5)	4,293.8	2,364.00	6,709.47	6,517.71	15,591.18	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,123.95

単位：ha 海面普通地域を除く

	国立公園計						国定公園計						県立自然公園計				合計
	特別保護地	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	
大分市	146.0	0.0	183.0	0.0	0.0	329.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	329.0
別府市	0.0	95.0	2,020.0	0.0	0.0	2,115.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,115.0
中津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	901.2	1,090.4	4,297.5	6,289.1	0.0	0.0	1,201.0	1,201.0	7,490.10
佐伯市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	62.3	94.9	0.0	160.1	0.0	0.0	843.70	843.70	1,003.80
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	186.6	40.5	0.0	227.1	0.0	0.0	918.10	918.10	1,145.20
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	153.2	199.1	0.0	357.9	0.0	0.0	3,086.50	3,086.50	3,444.40
竹田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	116.0	0.0	1,334.0	0.0	1,450.0	0.0	0.0	861.56	861.56	2,311.56
豊後高田市	0.0	0.0	132.0	0.0	0.0	132.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	759.0	2,168.00	2,751.91	5,678.91	5,810.91	
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59.0	42.00	384.90	485.90	485.90	
宇佐市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.8	0.0	725.5	826.3	0.0	0.0	498.00	498.00	1,324.30
大任村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	185.0	439.00	42.93	666.93	666.93	
真玉町	0.0	0.0	230.0	0.0	0.0	230.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	265.0	809.00	637.15	1,711.15	1,941.15	
香々地町	0.0	0.0	374.0	0.0	70.0	444.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	135.0	259.00	145.89	539.89	983.89	
国見町	0.0	0.0	361.0	0.0	278.0	639.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	313.0	1,049.00	530.10	1,892.10	2,531.10	
姫島村	0.0	0.0	76.0	0.0	430.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	506.00	
国東町	0.0	0.0	450.0	0.0	0.0	450.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	358.0	1,563.00	848.44	2,769.44	3,219.44	
武蔵町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	25.00	228.47	273.47	273.47	
安岐町	0.0	0.0	95.0	0.0	0.0	95.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	240.00	212.92	460.92	555.92	
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
山香町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	262.0	115.47	237.00	614.47	614.47	
野津原町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	2,348.00	2,348.00	2,348.00	
挾間町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
庄内町	0.0	157.0	276.0	106.0	893.0	1,432.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	1,371.00	1,371.00	2,803.00	
湯布院町	0.0	87.0	1,405.0	139.0	0.0	1,631.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	1,631.00	
佐賀関町	0.0	24.0	84.0	0.0	0.0	108.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	266.7	0.00	0.00	0.00	374.70	
上浦町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	208.7	39.8	0.0	248.5	0.0	0.0	1,330.50	1,330.50	1,579.00
弥生町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72.5	0.0	0.0	72.5	0.0	0.0	0.00	72.50	
本匠村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.0	112.0	0.0	135.0	0.0	0.0	0.00	135.00	
宇目町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	452.0	0.0	3,581.0	0.0	4,033.0	0.0	0.0	1,497.14	1,497.14	5,530.14
直川村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
鶴見町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	54.5	82.5	50.0	0.0	191.5	0.0	0.0	1,067.00	1,067.00	1,258.50
米水津村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	47.8	585.7	0.0	海中公園	639.6	0.0	0.0	91.00	91.00	730.60
蒲江町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.9	155.0	1,909.3	46.7	(33.5)	2,129.9	0.0	0.0	934.70	934.70	3,064.60
野津町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
三重町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.0	0.0	1,406.0	0.0	1,449.0	0.0	0.0	5,663.70	5,663.70	7,112.70
清川村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.0	0.0	55.0	0.0	0.0	2,090.35	2,090.35	2,145.35
緒方町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	593.0	323.0	60.0	2,142.0	0.0	3,118.0	0.0	0.0	4,011.20	4,011.20	7,129.20
朝地町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	1,897.00	1,897.00	1,897.00
大野町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	1,872.50	1,872.50	1,872.50
千歳村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
犬飼町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
荻町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
久住町	1,097.0	1,092.0	832.0	1,752.0	1,880.0	6,653.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	6,653.00
直入町	0.0	0.0	0.0	0.0	172.0	172.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	2,577.00	2,577.00	2,749.00
九重町	91.0	771.0	2,977.0	1,549.0	917.0	6,305.0	0.0	260.6	2,390.4	0.0	3,842.0	6,493.0	0.0	0.0	0.00	0.00	12,798.00
玖珠町	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6	0.0	0.0	0.00	0.00	18,856.60
前津江村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	5,518.00	5,518.00	5,518.00
中津江村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	7,056.00	7,056.00	7,056.00
上津江村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	2,396.00	2,396.00	2,396.00
大山町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	912.0	912.0	0.0	0.0	75.00	75.00	987.00
天瀬町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	525.6	0.0	1,442.4	1,968.0	0.0	0.0	0.00	0.00	1,968.00
三光村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	178.8	546.6	725.4	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	725.40
本耶馬溪町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,584.9	3.6	4,827.5	6,416.0	0.0	0.00	0.00	0.00	6,416.00
耶馬溪町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.6	0.0	2,572.4	2,690.0	12,947.0	18,259.0	0.0	0.00	0.00	0.00	18,259.00
山国町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,114.1	4,303.4	6,542.5	11,960.0	0.0	0.00	0.00	0.00	11,960.00
院内町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	651.6	0.0	1,417.5	2,069.1	0.0	0.00	0.00	0.00	2,069.10
安心院町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	1,334.0	2,226.0	9,497.0	3,546.0	4,640.0	21,243.0	770.0	1,646.8	16,719.4	18,664.6	51,505.5	89,306.3	2,364.0	6,709.47	55,224.66	64,298.13	174,847.73

単位：ha 海面普通地域を除く

	国立		国定			県立					計	市町村 面積	公園の 占める 割合
	阿蘇 くじゅう	瀬戸内海	耶馬 彦山	祖母 傾	日豊 海岸	国東半島	豊後 水道	神角 寺川	津江 山系	祖母 傾			
大分市	0.0	329.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	329.0	36,092.0	0.9%
別府市	2,115.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,115.0	12,513.0	16.9%
中津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,558.0	0.0%
日田市	0.0	0.0	6,289.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,201.0	0.0	7,490.1	26,921.0	27.8%
佐伯市	0.0	0.0	0.0	0.0	160.1	0.0	843.7	0.0	0.0	0.0	1,003.8	19,738.0	5.1%
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	227.1	0.0	666.9	0.0	0.0	0.0	1,145.2	15,184.0	7.5%
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	357.9	0.0	3,086.5	0.0	0.0	0.0	3,444.4	7,941.0	43.4%
竹田市	0.0	0.0	0.0	1,450.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	861.6	2,311.6	20,083.0	11.5%
豊後高田市	0.0	132.0	0.0	0.0	0.0	5,678.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5,810.9	12,457.0	46.6%
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	485.9	0.0	0.0	0.0	0.0	485.9	9,023.0	5.4%
宇佐市	0.0	0.0	826.3	0.0	0.0	498.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,324.3	17,830.0	7.4%
大田村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	666.9	0.0	0.0	0.0	0.0	666.9	4,607.0	14.5%
真玉町	0.0	230.0	0.0	0.0	0.0	1,711.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1,941.2	4,438.0	43.7%
香々地町	0.0	444.0	0.0	0.0	0.0	539.9	0.0	0.0	0.0	0.0	983.9	3,766.0	26.1%
国見町	0.0	639.0	0.0	0.0	0.0	1,892.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2,531.1	7,291.0	34.7%
姫島村	0.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	506.0	685.0	73.9%
国東町	0.0	450.0	0.0	0.0	0.0	2,769.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3,219.4	11,228.0	28.7%
武蔵町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	273.5	0.0	0.0	0.0	0.0	273.5	4,184.0	6.5%
安岐町	0.0	95.0	0.0	0.0	0.0	460.9	0.0	0.0	0.0	0.0	555.9	9,075.0	6.1%
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,323.0	0.0%
山香町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	614.5	0.0	0.0	0.0	0.0	614.5	14,371.0	4.3%
野津原町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,348.0	0.0	0.0	2,348.0	9,074.0	25.9%
挾間町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,110.0	0.0%
庄内町	1,432.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,371.0	0.0	0.0	2,803.0	14,029.0	20.0%
湯布院町	1,631.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,631.0	12,777.0	12.8%
佐賀関町	0.0	108.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	374.7	4,939.0	7.6%
上浦町	0.0	0.0	0.0	0.0	248.5	0.0	1,330.5	0.0	0.0	0.0	1,579.0	1,567.0	100.8%
弥生町	0.0	0.0	0.0	0.0	72.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72.5	8,289.0	0.9%
本匠村	0.0	0.0	0.0	135.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	135.0	12,315.0	1.1%
宇目町	0.0	0.0	0.0	4,033.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,497.1	5,530.1	26,599.0	20.8%
直川村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8,082.0	0.0%
鶴見町	0.0	0.0	0.0	0.0	191.5	0.0	1,067.0	0.0	0.0	0.0	1,258.5	2,021.0	62.3%
米水津村	0.0	0.0	0.0	0.0	639.6	0.0	91.0	0.0	0.0	0.0	730.6	2,524.0	28.9%
蒲江町	0.0	0.0	0.0	0.0	2,129.9	0.0	934.7	0.0	0.0	0.0	3,064.6	9,181.0	33.4%
野津町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13,919.0	0.0%
三重町	0.0	0.0	0.0	1,449.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,663.7	7,112.7	16,217.0	43.9%
清川村	0.0	0.0	0.0	55.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,090.4	2,145.4	4,718.0	45.5%
緒方町	0.0	0.0	0.0	3,118.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,011.2	7,129.2	14,796.0	48.2%
朝地町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,897.0	0.0	0.0	1,897.0	6,839.0	27.7%
大野町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,872.5	0.0	0.0	1,872.5	10,949.0	17.1%
千歳村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,143.0	0.0%
犬飼町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,674.0	0.0%
荻町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,032.0	0.0%
久住町	6,653.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,653.0	14,269.0	46.6%
直入町	172.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,577.0	0.0	0.0	2,749.0	8,383.0	32.8%
九重町	6,305.0	0.0	6,493.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12,798.0	27,141.0	47.2%
玖珠町	2.0	0.0	18,854.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18,856.6	28,644.0	65.8%
前津江村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,518.0	0.0	5,518.0	7,899.0	69.9%
中津江村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,056.0	0.0	7,056.0	8,191.0	86.1%
上津江村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,396.0	0.0	2,396.0	8,853.0	27.1%
大山町	0.0	0.0	912.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	987.0	4,572.0	21.6%
天瀬町	0.0	0.0	1,968.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,968.0	10,183.0	19.3%
三光村	0.0	0.0	725.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	725.4	4,602.0	15.8%
本耶馬溪町	0.0	0.0	6,416.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,416.0	8,546.0	75.1%
耶馬溪町	0.0	0.0	18,259.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18,259.0	18,370.0	99.4%
山国町	0.0	0.0	11,960.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11,960.0	11,985.0	99.8%
院内町	0.0	0.0	2,069.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,069.1	11,362.0	18.2%
安心院町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14,717.0	0.0%
計	18,310.0	2,933.0	74,772.5	10,240.0	4,293.8	15,591.2	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,124.0	174,847.4	633,819.0	27.6%

表 7 - 2 狩猟鳥獣

ゴイサギ・マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ヒヨドリ・ムクドリ・ウズラ・コジユケイ・ヤマドリ 1・キジ 1・バン・ヤマシギ・タシギ・キジバト・ニューナイスズメ・スズメ・ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス	鳥類 28種
ヒグマ・ツキノワグマ・ユキウサギ・ノウサギ・イノシシ・ノイヌ・ノネコ・台湾リス・シマリス・タヌキ・キツネ・テン・イタチ 1・チョウセンイタチ 1・アナグマ・オスジカ・メスジカ 2・ミンク・ハクビシン・アライグマ・ヌートリア	獣類 21種

1 メスについては捕獲禁止

2 一部地域では捕獲禁止

表 7 - 3 狩猟者による平成15年度の主な鳥獣の捕獲数

(頭・羽)

鳥獣名	大分県	全 国
シカ	4,695	92,051
イノシシ	11,963	125,213
ノウサギ	1,066	61,440
タヌキ	1,336	18,029
キジ	1,538	129,073
ヤマドリ	458	55,311
カモ類	6,464	440,075

注) 全国数値は平成13年数値(環境省 鳥獣関係統計)

表 7 - 4 主な鳥獣による農林作物の被害状況の推移

(千円)

鳥獣名	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
シカ	76,544	107,134	96,753	71,966	72,944	94,184	128,682
イノシシ	198,226	255,013	240,383	294,895	259,101	262,840	263,086
サル	18,578	40,909	13,356	15,220	14,639	28,760	36,062
カラス	46,292	68,864	74,534	94,001	72,129	67,473	47,034
全 体	375,109	502,475	450,318	546,331	455,969	490,948	501,232

8 ごみゼロおおいた作戦県民会議平成16年度 「環境施策への意見」

自然保護部会

1 自然保護と自然とのふれあいの推進について

現代社会では、経済性や効率性を優先し自然環境への配慮を怠り自然の復元力や浄化力を超えて生活の利便性や快適性を求めてきた。その結果、身近な自然が減少し、多くの野生動植物は生息・生育の場を失いつつある。

このような状況を改善し、自然からの恩恵を将来にわたり持続的に享受するためには、「感動は自然から」を合い言葉に、子どもたちをはじめ全ての人々の自然を愛する豊かな心を育むとともに、野生動植物との共生を推進する必要がある。

については、自然を守る意識の高揚を図るためには、その指導者やボランティア（NPO法人等）活動の充実を目指すと共に、魅力的な自然（系）環境教育（自然観察会等）の実践を広め、それぞれの会の特性を生かしながら協力体制をつくる組織づくりを推進することが必要であり、次のことを提案する。

- (1) 自然環境教育推進活動の現状を把握し、多くの参加者が自然に親しみ、自然から学ぶ活動の充実を図る。
- (2) それぞれの会の特性を生かしながら、一層拡充できるよう情報交換し、協力体制の組織づくりを推進する。
- (3) 指導員者数・参加者数の増員施策及び技術向上講習会を実施する。さらに、生物多様性の重要性から、草地、湿地、ため池、植林地・保安林などを対象として吟味、検討し、衰退的な生態系を復活させて活性化していく体制を整備することが必要であり、次のことを提案する。
- (4) 過去に行われてきた草原の「野焼き」の復活と、維持していく体制づくりを推進する。

2 自然景観等の維持対策について

大分県は、気候は温暖で、海を望み、山が重なり、変化に富んだ自然に恵まれて、多様で豊かな自然景観を醸し出している。

しかしながら、地形的に人の生活圏が狭く、あるいは自然災害の多い県土では、早

くから海岸線や河川は人工化し、自然の風景地の荒廃が見られるようになってきた。

優れた自然景観は適切な人的管理のもとで保護されるべきであり、里山、河川域、海岸域、さらには自然公園など、それぞれの自然景観や生態系の特性を生かし、その開発、改善は慎重に進めなければならない。

については、大分県の健全で豊かな自然景観を守り、より良いものとして将来の世代に引き継いでいくため、次のことを提案する。

- (1) 里山の自然林や植林地、耕作地（水系）や集落などを含めた生態系の見直しをし、その優れた自然環境の保持について積極的に取り組んでいく。
- (2) 里山のゴミの放置などの現状を把握し、その美化の方策を検討する。さらに、沿道の景観を阻害する要因となっている看板類については、景観を保全するため、次のことを提案する。
- (3) 違法看板の監視・規制の強化や落書きの消去などの検討を進める。
- (4) 統一感を醸成するため、モデル案内板の検討を進める。

観光部会

1 ごみゼロおおいたキャンペーンのさらなる推進について

平成15年度に当部会が提案した意見を受けて、本年度「121万人県民一斉ごみゼロ大行動」や「キャンドルナイトキャンペーン」が県下各地で実施されている。

今後ともこのようなごみゼロおおいた作戦の取り組みを一層進めていくとともに、「美しく快適な大分県」を県内外に向けて発信し、県民と観光客の意識の向上が一層の美化推進に結びつくような施策を構築する必要がある。

そのためには、学校等教育現場における幼少期からの教育や、自治会、各事業所等での美化活動の一層の推進、観光地等での継続的な啓発活動を通じて、県民や観光客のモラルの向上や自発的な美化活動が促されるような環境づくりを行っていく必要がある。

例えば、定期的なイベントは県民に広く知らしめる上で有効であると考えられるので、恒常的な広報活動と併せて「観光地クリーンアップキャンペーン」、「トイレ美化活動」、「花いっぱい運動」などを官民一体となって実施していただきたい。

また、各自治体が地域ぐるみで取り組みを行う際に指標となるようなモデル地区を設定し、同地区でのノウハウを波及させていく等の取り組みも効果があると考えられる。

2 美しい大分の景観の保全と創造について

美しく快適な大分県づくりを今後一層進めていくためには、地域に暮らす人々によって守られてきた豊かな自然や、歴史ある城下町の街並みなどの景観美を保全するとともに、美しい地域づくりに向けた新たな活動を展開することが必要である。

このような景観の保全や創造は、地域の人々の地道な取り組みによることはもとより、他の地域から訪れる人々との交流を通じて一層促進される。

農漁村におけるグリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進は、農村の景観や豊かな自然を介した交流を通じて、地域の人々と都市住民との相互理解を深めるきっかけとなり、地域の魅力の再発見や景観の保全・創造に向けた活動にも繋がっていく。

また、市街地においても、テーマ性のある統一的な景観を持った商店街づくり、空き店舗の有効活用等によるいきいきとした空間づくりなどを通じて地域の活性化が図られる。

県下では、湯布院町をはじめとして、豊後高田市の「昭和の町」、臼杵市の「タウンツーリズム」、安心院町の「グリーンツーリズム」など、地域の活動が活性化しつつある。

ドイツでは、地域の発展という観点から、「美しいムラづくりコンクール」、「地域いきいきコンクール」などの啓発活動や景観保全のための補助金制度が設けられているほか、イギリスにおいても同様の施策が行われており、本県においてもそのような地域の取り組みに対する支援を展開することが必要である。

ごみ減量・リサイクル部会

1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進について

今日われわれが直面する環境問題、すなわち大量の廃棄物の問題は、自らの日常生活や事業活動の中で、資源の豊かさ、環境の美しさ、快適さが当然かつ無尽蔵との前提にたって、「消費」を美德と考え、「使い捨て」の便利さに安住してきた結果に他ならない。

これまで親しんだ大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルから転換し、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のいわゆる3Rの活動を推進して、環境に負荷の少ない持続可能な「循環型社会」を構築していくことが喫緊の課題となっている。

国においても、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年に制定されてから、家電、容器包装等の各リサイクル法令の整備が進み、15年3月には、環境志向のものづくり等の提供や廃棄物の適正な循環的活用・処分システムの確立を目指す「循環的社会形成推進基本計画」が策定され、取り組みが進展している。

本県でも、内外の先進施策に注目しながら、県内の現場に学んで、効果的な施策を着実に展開していく必要があるが、このためには、従来の市町村等に対する情報提供や啓発事業等の働きかけに加え、NPO、市民団体等の民間活力の活用を図りながら、地域社会が一体となって廃棄物の種類ごとに3Rの原則に沿った減量化・再資源化を推進する必要がある。

県民各自の消費者としての立場も重要であり、ひとりひとりの県民がレジ袋一つを断ることの環境負荷低減の効果は小さいものの、これを積み重ねて環境意識に目覚めることに大きな意義があることから、啓発事業としての「マイバッグ・キャンペーン」の一層の充実を提案する。

2 一般廃棄物（家庭系・事業系）の適正処理について

一般廃棄物（家庭系、事業系）は、市町村に処理責任があることから、一般廃棄物の減量、リサイクルを効果的に促進するためには、県民、事業者、処理業者、市町村、県の一体となった取組が必要であるが、市町村合併の進展を控え、広域処理体制の整備が求められている。

減量化については、分別収集を徹底することがリサイクル推進に有効であるので、県民運動の中核となることが期待されている「ごみゼロおおいた推進隊(今年度募集)」の提言をも踏まえて、デポジットシステムの活用、ごみ(特に生ごみ)の分別収集促進及びごみの種別に応じたりサイクルの仕組みづくりなどが必要である。

一般廃棄物(事業系)については、市町村等のごみ処理施設に搬入される割合が一般廃棄物全体の約4割と大きな比重を占めており、その減量化は重要な課題である。

収集・運搬の形態、分別収集の状況、適正処理困難物の受入状況などを調査のうえ、市町村等が適正処理を行えるような方向性、方策を示して、市町村等が行う事業系一般廃棄物の減量化等を支援することを提案する。

また、循環型社会形成のための施策として、平成16年度に豊後高田市で実証したエコマネーを県下各地で展開し、ビッグアイでのリユースカップの使用等、3Rを取り入れた汎用性のあるシステムづくりを行うことも考えられる。

さらに、今回の台風災害に見られるような災害時に大量発生する廃棄物の処理を、迅速かつ適正に処理するためのシステムづくりを提案する。

3 産業廃棄物の適正処理について

不法投棄や県外産廃の搬入の問題など、廃棄物処理に対する社会全体の関心は高まっているが、産業廃棄物の排出は依然高水準で推移していることから、総合的な観点からの適正処理対策が必要である。

県内では依然として産業廃棄物の不法投棄など、不適正処理の事例が相次いで、地域住民の不安や不信感を増幅させ、新たな処理施設の設置を困難にする要因にもなっている。排出事業者、処理業者に対する指導監督を強化し、不法投棄や不適正処理の防止を徹底する必要がある。

また、排出抑制やリサイクル促進のための新しい経済的手法として平成17年度から導入される産業廃棄物税が循環型社会形成のための目的税として最大限に機能を発揮するよう、その税収を活用して、再資源化など、リサイクル等の取り組みへの支援、不法投棄監視などの適正処理の推進、基盤整備の促進、啓発広報・環境教育の推進などの施策が効果的に推進されるよう提案する。

大気・水環境部会

1 環境保全分野における行政の役割等の検討について

県内の環境保全行政は、大分地域の新産業都市指定後、重工業を主体とした企業群の進出に伴い、大気・水環境の汚染悪化の懸念が高まったことから、公害を規制する観点から関係法令の上乗せ条例の適用や進出企業との公害防止協定の履行によって、大気・水環境の悪化の防止と改善を図ってきている。

最近では、公害防止技術の向上や事業者の努力もあり、公害問題は従来の産業型から、人口の集中や自動車等の急速な普及がもたらす都市・生活型の環境問題へと変化している。

一方、平成9年4月からの大分市の中核市移行や平成17年からの市町村合併に伴い、従来、県が主体となってきた環境保全行政を県と新市との連携した取り組みとすることによって、地域に密着した環境施策の展開が可能となり、環境保全行政も一段と強化されるものと考えられる。

については、現在の環境保全行政において、法規制以外に、上乗せ条例や公害防止協定によって行われている分野については、これら環境保全行政を取り巻く状況の変化に伴って、県と市町村の役割分担や必要性の低下した条例の見直しなど種々の問題点について、速やかに検討することを提案する。

2 県民と連携した環境保全施策の推進について

今日の社会経済の発展及び人々の生活様式の変化は、さまざまな形で環境へ影響を与えており、特に、私たちの日常生活から生ずる大気や水環境に対する環境負荷は、年々増大の一途をたどっている。こうした中、県民一人ひとりの環境問題に対する意識が高まり、ごみの分別回収、台所での水切り袋の使用、エコドライブなど環境にやさしい生活をめざした取組が始まっている。

こうした県民の取組を広げていくとともに、恵み豊かな自然環境とふれあう機会の少なくなった県民に、星空のきらめく丘や清らかなせせらぎなど身近にある快適空間を再発見できる契機を提供することは大切である。

このため、県は、県民に環境を守り、改善していくきっかけを与え、県民の間にその輪を広げていくことを目的に以下の施策

を実施することを提案する。

- (1) すぐれた環境の残されている場所を広く県民から募集したり、子どもたちによる水生生物調査に全県的に取り組むなど県民が身近な快適環境を再発見できる新たな環境保全施策を実施すること。
- (2) (1)の施策などの実施に当たっては、環境ボランティアやNPO法人などに業務の一部を委託するなど、県民と協働して行うこと。

3 生活排水処理施設整備の推進について

本県の生活排水処理率は、平成15年度末現在で55.8%と全国平均の77.7%に比べて大きく遅れている。

県では、平成16年3月に、これまでの「大分県・全県域汚水適正処理構想」を各市町村の実情を踏まえて見直し、新たに「大分県生活排水処理施設整備構想」を策定した。これによると、平成24年度末までに生活排水処理率を九州各県の推定平均値80.6%まで上げることを目標としている。

一方、既に下水道が整備された地域においては、経済的負担や後継者不在などの理由から20%程度の家庭が下水道に加入していない。

このことから、今後は、生活排水処理の必要性の啓発や施設建設費の縮減などに努め、市町村自らが地域の実情に応じて検討した生活排水処理施設の整備を一層推進するとともに、既に整備された地域における未加入者の啓発に積極的に取り組むことを提案する。

環境教育部会

1 環境教育新法に基づく取組について

地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など現在の山積する環境問題を解決し、持続可能な社会を創っていくためには、県民の一人一人が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要である。

国においては、このような環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう平成15年7月に制定された、いわゆる「環境教育新法」の中で、環境の保全のための意欲を増進し、環境教育を推進するための対策を示すとともに、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の責務を定めている。このうち地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じ

た施策を推進するとともに、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講じるものとしている。

については、今後、国が定める基本方針を勘案して、県内の各主体が環境の保全のための意欲を増進し、環境教育を推進するための指針となる大分県の方針を策定するなど、引き続き新法に基づく具体的な取組を提案する。

2 各地域における環境教育について

環境教育の目的は、環境と人間のかかりについて理解を深め、環境を大切にすることを心がけ、環境保全に努め、よりよい地域環境を創造していこうとする実践的な態度を育成することである。

そのため、県民一人一人が、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる生活の場において環境について考え、自然保護や生活環境の改善に主体的に参加し、活動を実践していくことが必要である。

そこで、学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、河川、空気、生物やごみ問題など、身近な環境問題を取り上げ、体験的な学習を行うことが大切である。その際、環境学習の導入・基礎・発展的施設としての青少年教育施設等を多く活用するよう配慮する必要がある。

一方、地域社会においては、地域の素材・人材の活用や公民館活動を促進するとともに、地域環境力を高めるネットワークづくりを推進することが大切である。

このように、学校、地域社会をはじめとしたあらゆる場における県民各層が、お互いに協力・連携し、環境への負荷の少ないライフスタイルを実現するため、環境教育の推進に取り組むことを提案する。

地球環境部会

1 地球温暖化対策について

私たちはこれまで、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルにより、便利で快適な生活を送ってきた。しかしながら、こうした生活は、一方で環境に対して大きな負荷をかけるものであり、地球温暖化という地球規模の環境問題は、私たちの生活から排出されている二酸化炭素などの温室効果ガスがその主な原因であると言われて

いる。
1997年に京都で開催された「地球温暖化

防止京都会議」において採択された「京都議定書」で、我が国は2008年から2012年の間に、温室効果ガスの排出量を1990年の水準から6%削減することを国際的に約束しているが(2004年9月1日現在未発効)2002年度の温室効果ガスの国内総排出量は、1990年に比べ7.6%増加しており、現状では京都議定書の目標達成は非常に困難であり、一層の排出削減努力が必要となっている。

今年度本県で実施された「121万人夏の夜の大作戦～キャンドルナイトキャンペーン～」は、県内475施設が参加し、全国の活動の中でも最も大きな取組となった。私たちは、この様な取組を季節毎に実施するなどして、温暖化防止に対する認識を県民に浸透させ、県民総参加で地球温暖化防止活動に取り組んでいかなければならない。

また、地球温暖化防止活動推進員として102名の方々を任命して普及啓発を行っていただいているが、こうした推進員を各市町村にくまなく配置するなど一層の体制強化を図り、より効果的な普及啓発活動を推進していくことも必要である。

将来の世代に美しい大分、ひいては美しい地球を引き継いでいくため、多くの県民が楽しみながら参加できる新たな取組や、私たちの生活の中でエネルギーの使用を減らすための工夫、例えばノーマイカーデーの実施やアイドリングストップ、夏季におけるエコスタイル(軽装)運動の推進などを図っていかなければならない。

さらに、行政は社会貢献の意欲にあふれる企業や環境NPO法人などと連携して、将来の大分県を担う若い人たちに対する温暖化防止の啓発活動を行うことも必要である。また、自主的な活動を認知してやることも必要である。

また一方で、二酸化炭素の吸収源でもある森林については、健全な森林の整備を引き続き図っていくとともに、森林のもつ公益性を県民一人ひとりが認識し、県民総参加の森林づくりを一層推進していくことも必要である。

エネルギー部会

1 エコエネルギーの普及促進について

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の中で官民、使用者、供給者の役割が示され、国及び地方公共団体に対し、次のような方針が定められている。

- 初期需要創設・拡大のため積極的に関係施設への利用を進める。

特に地方公共団体に対しては、次のような方針が定められている。

- 体制整備を行いつつ、新エネルギー利用等の促進に努める。

さらに、昨年10月に策定された「エネルギー基本計画」においても、改めて地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担、国民の努力等について項目が示され、地方公共団体には、その区域の実情に応じた施策を策定・実施することとなっている。

大分県においては、昨年4月から施行されている「大分県エコエネルギー導入促進条例」に基づき地域に応じたエコエネルギーの導入を推進している。

本年、玖珠町に民間業者の開発による大規模な風力発電施設の建設や、大分市に県内初となる天然ガス自動車へのガス供給施設として天然ガスステーションの設置等エコエネルギーの導入が図られている。引き続き地域の自然や産業の特色を生かし、大規模のみならず中小規模も含めたエコエネルギー、とりわけ太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー、クリーンエネルギー自動車、コージェネレーションの導入、普及、利活用に取り組むことを提案する。

2 省エネルギー対策について

我が国で最初に省エネルギーの必要性が指摘された石油危機当時、それは、エネルギーコストの抑制、省資源の視点からのものであった。

しかし、1980年代後半以降、大気汚染・地球温暖化・酸性雨など地球環境問題の深刻化に伴い、新たな次元の問題として省エネルギーが強調されるようになった。特に、最近では原油価格が高騰しており、持続的成長を続けながら環境保全を達成し、且つエネルギー需給バランスを崩さず、安定供給を確保するため、いわゆる「3E(経済、環境、エネルギー)」を踏まえて、省エネルギー対策を講じていくことが重要である。

国においては、省エネ法を改正するとともに、内閣府及び財団法人省エネルギーセ

ンターが、省エネルギー期間を中心にその取組を事業所や家庭に呼びかけている。

大分県においては、一人ひとりの県民が日常生活を地球環境と調和した省資源・省エネルギー型に変えていくことが必要であり、県民総参加による省エネルギー対策に取り組むことが求められている。

そのため、「エコおおい推進事業所」の募集やエコドライブの普及等、事業所や家庭での活動への取り組み強化や、地域での省エネルギーの意識啓発などに取り組まれない。

また、省エネルギーや地球温暖化防止対策の取組として、当エネルギー部会が提案した夏至の日（6月21日）の20時から22時の間に一斉に消灯する「121万人夏の夜の大作戦～地球への贈り物～」キャンペーンが今年実施され、475事業所と多くの県民の参加により省エネルギー等への意識啓発が図られた。

そこで、来年度以降もこのキャンペーンを実施することにより、引き続き県民一人ひとりに省エネルギー等に対する意識を浸透させるため、夏至の日を「大分県省エネルギーの日（仮称）」とすることを提案する。

環境技術部会

1 環境技術への挑戦について

当部会では、昨年度、環境技術に関する産学官共同プロジェクトの創出を提案した。これを受けて、県では、平成16年度に「新産業創出重点研究開発事業」を創設し、産学官共同研究を推進するための助成制度を整備したところである。

環境技術分野では、現在、農林水産業、家庭、土木建築業からの廃棄物の処理及び有効活用技術の開発が課題となっている。

なかでも、杉の間伐材や樹皮、野菜や果実・魚の加工残渣など、大分県の基幹産業である農林水産業から発生する廃棄物の処理及び有効活用は特に必要性が高く、まずは、農林水産業から発生する未利用資源のリサイクル技術の開発に積極的に取り組むべきである。

なお、技術開発にあたっては、農工連携により第一次産業生産者、企業、大学などが一体となって取り組むことが不可欠であるため、県においても、農林水産分野の試験研究機関と産業科学技術センターとの連携を十分に図るとともに、産学官連携の一層

の推進を図りたい。

2 新たなエコタウンプランについて

エコタウンについて国は先行するエコタウン事業がハード事業重視に偏重していたことを見直し、ソフト事業も重視していることや一旦承認されたプランも情勢の変化に対応し柔軟に見直すことが可能となっていること等が明らかになってきたところである。

そこで、新たなエコタウンプランの策定にあたり、ごみゼロ運動で実践している各種ソフト事業をステップアップし、同プランのソフト事業案に組み入れることを提案したい。

さらに、その成果が将来のごみ資源化、減量化に向けた新技術導入を可能とするハード事業として結実することも希望する。

また、同プランが承認を受けた後も、絶えず県民会議の参加者をはじめ多くの県民に意見を求め、成長させていくことを期待する。

また、県外からの廃棄物の移入に対し県民の強い反発がある一方で、他県に廃棄物を移出している現実がある。これに対処するために、まず県内の産業廃棄物を資源化、減量化するための努力を強化し、県外に出さない運動を実践し、これを全国に発信すべきであると考え。

これを農産物の「地産地消」になぞらえ「ごみの地産地消」と名付け、エコタウンプランの基本思想とすることを提案したい。

なお、同プランについてはエコロジーについて生活者、産業界を中心にする県民や学会、行政が共同作業（コラボレーション）を行うことからエコラベレーションと呼ぶこともあわせ提案する。

3 企業の環境活動の支援について

●エコ推進員の配置について

県内には、積極的な環境対策に取り組んでいる企業もあるものの、多数を占める中小企業の多くは、環境等に対する専門知識を持った人材や、技術、ノウハウ等の不足により、環境対策が進んでいない。県には、こうした中小企業の環境への取組を支援するため、省エネ・省資源などの環境対策について相談、診断、指導等のできる相談員を配置されたい。

●エコ商品の展示会について

最近、環境に配慮した製品、技術、サービス等が次々と開発されており、また、県では、廃棄物の有効利用を推進するため、

県内企業が製造した優れたリサイクル製品に対して認定制度を創設している。このような環境に配慮した製品や技術等を広く県内に普及させ、ごみの減量化や環境に対する意識啓発を進めるため、県には、エコ商品の展示会を開催されたい。

4 地域と一体となった企業活動の展開について

県内には、社内あげての省エネ、リサイクル活動や新たな技術開発等により、ごみの減量化や再資源化に積極的に取り組んでいる企業がある。このような企業の優れた活動を、地域の児童、生徒に広く知ってもらい、環境に対する早期の意識付けをするとともに、企業活動への住民の理解を深め、地域が一致協力して環境活動に取り組むことが必要である。このため、県には、児童、生徒の社会見学等の機会を活用して、優れた環境活動を実施している企業の現場を視察できるよう配慮されたい。

9 衛生環境研究センター関係資料

表 衛生1 環境保全に関する試験研究

試験研究	概要	部名
ダイオキシン類調査	平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類のモニタリング等が義務付けられたことに伴い、12年度から調査を開始した。 平成15年度は、環境大気、公共用水域水質及び底質、地下水、土壌、事業所排出ガス、排出水の行政依頼検査、排出ガス及び焼却灰の依頼検査並びに河川水質、河川底質の調査研究等156検体の調査を行った。	企画・特定化学物質部
浮遊粉じん等の大気汚染物質調査	浮遊粉じんの大気中濃度と重金属成分等の調査を3市で年2～12回、窒素酸化物の簡易測定法による調査を5市5町で毎月行った。	大気部
悪臭物質調査	悪臭防止対策の資料とするため、1町の旧産業廃棄物最終処分場のアンモニア、硫黄化合物等の調査を行った。	大気部
アスベスト調査	アスベストの大気中濃度を継続的に監視していくため、昭和63年度から始めた。平成15年度は、4市で調査を行った。	大気部
有害大気汚染物質調査	大気汚染防止法の改正（平成8年）により、有害大気汚染物質についてモニタリングを行うことが必要になったため、平成9年度から揮発性有機化合物（VOC）等15項目について調査を開始し、平成15年度は、4市1町で最大19項目の調査を行った。	大気部
環境放射能調査	放射能のバックグラウンドを測定し、環境放射能の水準を把握するため、文部科学省の委託を受け、昭和62年度から調査を行っている。平成15年度も引き続き、降水中の線や、モニタリングポスト及びサーベイメーターにより空間線量率の測定を行うとともに、大気浮遊じん、降下物、土壌、野菜、牛乳等の線量を測定し、環境中に存在する放射性核種の調査を行った。	大気部
一般環境の大気測定調査	常時監視測定局の設置されていない地域の大気汚染物質濃度の実態を把握するため、大気汚染移動測定車により平成元年度から始めた。平成15年度は、豊後高田市で調査を行った。	大気部
酸性雨調査	県内における酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的として、昭和60年度から始めた。平成15年度は、環境省の委託を受けて実施している久住町のほか、大分市、日田市で雨水のpH測定と成分分析を行った。	大気部
公共用水域の調査	昭和46年度から測定計画に基づいて実施しており、平成15年度は、39河川51地点、2湖沼5地点、8海域56地点において、生活環境項目、健康項目等について年4～12回の調査を行った。また、地下水についても、101地点で年2回の調査を行った。	水質部
瀬戸内海広域総合水質調査	瀬戸内海関係府県が環境省の委託を受け、昭和47年度から実施している。平成15年度は地先海域の14地点（2層）年4回の調査を行った。	水質部
工場・事業場の排水監視に伴う水質調査	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく規制対象事業場の排水監視のため、一般項目及び健康項目について延べ430検体の水質調査を行った。	水質部
発生負荷量管理等調査及び有明海排出負荷量調査	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく栄養塩類削減指導の実施に伴い、その効果を把握するため、T-P及びT-Nについて172検体の水質調査を行った。また、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、COD、T-N及びT-Pについて25検体の水質調査を行った。	水質部
産業廃棄物調査	産業廃棄物の処理施設から排出される排水及び浸出水等について、有害物質を中心に68検体の調査を行った。	水質部
環境ホルモン調査	近年環境中に多く存在する化学物質の中で極微量で作用するホルモン様物質が大きな問題となっている。その実態を把握することを目的として平成11年度から調査を始めた。平成15年度は、県内の漁港等の海水、底質中の有機スズの濃度を測定した。その結果は全て定量下限値以下であった。	水質部

表 衛生2 大気汚染等に関する調査分析件数

(平成15年度)

区 分	行政検査		委託業務検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 計	575	1,575	247	1,027	149	1,490	971	4,092
簡易測定法による窒素酸化物調査	226	226					226	226
浮遊粉じん中重金属調査	24	144	45	450			69	594
一般環境・交通環境調査	7	61	28	28			35	89
悪臭物質等調査	2	44					2	44
有害大気汚染物質調査	250	846					250	846
アスベスト調査	8	8					8	8
その他(センター周辺調査等)	58	246					58	246
環境放射能調査			139	199			139	199
酸性雨調査			35	350	149	1,490	184	1,840

表 衛生3 水質汚濁に関する調査分析件数

(平成15年度)

区 分	行政検査		依頼検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 計	2,505	20,030	203	657	134	1,036	2,842	21,723
公共用水域等の調査	1,558	13,983					1,558	13,983
瀬戸内海広域総合水質調査 (環境省委託)	112	1,400					112	1,400
海水浴場調査	54	174					54	174
工場・事業場排水監視水質調査	430	2,300					430	2,300
発生負荷量管理等調査	172	344					172	344
産業廃棄物調査	68	1,421					68	1,421
未規制化学物質調査	24	48					24	48
有明海排出負荷量調査 (環境省委託)	25	75					25	75
瀬戸内海環境情報基本調査 (瀬戸内海環境保全協会委託)					11	132	11	132
環境ホルモン調査					14	64	14	64
企業局工業用水調査			13	91			13	91
芹川ダム水質調査			154	458			154	458
芹川ダムの水質改善に関する研究					109	840	109	840
佐賀関町地先調査			36	108			36	108
そ の 他	62	285					62	285

表 衛生4 ダイオキシン類に関する調査分析件数

(平成15年度)

区 分	行政検査		依頼検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 計	133	5,187	8	312	15	585	156	6,084
環 境 大 気	36	1,404					36	1,404
河 川 水	8	312			10	390	18	702
湖 沼 水	1	39					1	39
海 水	6	234					6	234
地 下 水	14	546					14	546
底 質	12	468			5	195	17	663
土 壌	19	741					19	741
排 出 ガ ス	7	273	4	156			11	429
排 出 水	2	78					2	78
焼 却 灰			4	156			4	156
そ の 他 (二重測定等)	28	1,092					28	1,092

